

平成30年 3 月 5 日（月曜日）

第 4 号

平成30年第1回北海道議会定例会会議録

第4号

平成30年3月5日（月曜日）

議事日程 第4号

3月5日午後1時開議

日程第1、議案第101号ないし第115号

日程第2、議案第1号ないし第97号及び第99号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 日程第1にあわせ、日程第2

出席議員 (97人)

議長	101番	大谷	亨	君
副議長	70番	勝部	賢志	君
	2番	阿知良	寛美	君
	3番	浅野	貴博	君
	4番	安住	太伸	君
	5番	池端	英昭	君
	6番	川澄	宗之介	君
	7番	小岩	均	君
	8番	内田	尊之	君
	9番	大越	農子	君
	10番	太田	憲之	君
	11番	加藤	貴弘	君
	12番	久保秋	雄太	君
	13番	清水	拓也	君
	14番	千葉	英也	君
	15番	塚本	敏一	君
	16番	道見	泰憲	君
	17番	船橋	賢二	君

18番	丸岩	浩二	君
19番	梅尾	要一	君
20番	菅原	和忠	君
21番	中川	浩利	君
22番	畠山	みのり	君
23番	藤川	雅司	君
24番	白川	祥二	君
25番	新沼	透	君
26番	赤根	広介	君
27番	田中	英樹	君
28番	中野渡	志穂	君
29番	佐野	弘美	君
30番	宮川	潤	君
31番	荒当	聖吾	君
32番	安藤	邦夫	君
33番	山崎	泉	君
34番	佐藤	伸弥	君
35番	沖田	清志	君
36番	笹田	浩	君
37番	松山	丈史	君
38番	市橋	修治	君
39番	稲村	久男	君
40番	梶谷	大志	君
41番	笠井	龍司	君
42番	中野	秀敏	君
43番	野原	薫	君
44番	花崎	勝	君
45番	三好	雅	君
46番	村木	中	君
47番	吉川	隆雅	君
48番	吉田	祐樹	君

49番	佐々木 俊 雄 君	86番	平 出 陽 子 君
50番	田 中 芳 憲 君	87番	吉 田 正 人 君
51番	富 原 亮 君	88番	岩 本 剛 人 君
52番	八 田 盛 茂 君	89番	遠 藤 連 君
53番	松 浦 宗 信 君	91番	加 藤 礼 一 君
54番	東 国 幹 君	92番	喜 多 龍 一 君
55番	内 海 英 德 君	93番	竹 内 英 順 君
56番	大 崎 誠 子 君	94番	本 間 勲 君
57番	小 畑 保 則 君	95番	伊 藤 条 一 君
58番	角 谷 隆 司 君	96番	川 尻 秀 之 君
59番	小 松 茂 君	98番	神 戸 典 臣 君
60番	千 葉 英 守 君	99番	高 橋 文 明 君
61番	長 尾 信 秀 君	100番	和 田 敬 友 君
62番	中 司 哲 雄 君	欠 席 議 員 (2人)	
63番	藤 沢 澄 雄 君	1 番	菊 地 葉 子 君
64番	村 田 憲 俊 君	90番	布 川 義 治 君
65番	北 口 雄 幸 君	欠 員 (2人)	
66番	小 林 郁 子 君	69番	
67番	橋 本 豊 行 君	97番	
68番	広 田 まゆみ 君	<hr/>	
71番	中 山 智 康 君	出 席 説 明 員	
72番	大 河 昭 彦 君	知 事	高 橋 はるみ 君
73番	志 賀 谷 隆 君	副 知 事	山 谷 吉 宏 君
74番	吉 井 透 君	同	辻 泰 弘 君
75番	真 下 紀 子 君	同	窪 田 毅 君
76番	森 成 之 君	公 営 企 業 管 理 者	浦 本 元 人 君
77番	金 岩 武 吉 君	病 院 事 業 管 理 者	鈴 木 信 寛 君
78番	池 本 柳 次 君	総 務 部 長	中 野 祐 介 君
79番	滝 口 信 喜 君	兼 北 方 領 土 対 策 長	
80番	須 田 靖 子 君	本 部 長	
81番	高 橋 亨 君	総 務 部 職 員 監	梅 田 禎 氏 君
82番	佐々木 恵美子 君	総 務 部 危 機 管 理 監	橋 本 彰 人 君
83番	三 井 あき子 君	総 合 政 策 部 長	佐 藤 嘉 大 君
84番	星 野 高 志 君	総 合 政 策 部 監	黒 田 敏 之 君
85番	三 津 丈 夫 君	交 通 企 画 監	

総合政策部
空港戦略推進監 藪 紀 洋 君
環境生活部長 小 玉 俊 宏 君
保健福祉部長 佐 藤 敏 君
経済部長 阿 部 啓 二 君
経済部観光振興監 木 本 晃 君
経済部食産業振興監 田 辺 利 信 君
農政部長 小野塚 修 一 君
農政部長
食の安全推進監 森 田 良 二 君
水産林務部長 幡 宮 輝 雄 君
建設部長 渡 邊 直 樹 君
建設部建築企画監 須 田 敏 則 君
会計管理者
兼出納局長 辺 見 広 幸 君
企業局長 山 岡 庸 邦 君
道立病院部長 田 中 宏 之 君
財政局長 森 隆 司 君
財政課長 猪 鼻 信 雄 君
秘書課長 三 橋 剛 君

選挙管理委員会
事務局 長 清 水 敬 二 君

人事委員会
事務局 長 岡 田 恭 一 君

警察本部長 和 田 昭 夫 君
総務部長 池 田 康 則 君
総務部参事官
兼総務課長 尾 辻 英 一 君

労働委員会
事務局 長 中 川 淳 二 君

監査委員事務局長 河 治 勝 彦 君

収用委員会
事務局 長 鳴 海 正 一 君

議会事務局職員出席者

事務局 長 赤 石 剛 司 君
議事課 長 小 山 志 津 生 君
議事課主幹 本 間 治 君
議事課主査 中 澤 正 和 君
議事課主任 林 幸 雄 君
同 小 倉 拓 也 君

午後 1 時 開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔小山議事課長朗読〕

1. 知事から、議案第101号ないし第115号の提出がありました。

議案第 101 号 平成29年度北海道一般会計補正予算（第 6 号）

- 議案第102号 平成29年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）
議案第103号 平成29年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第104号 平成29年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）
議案第105号 平成29年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）
議案第106号 平成29年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
議案第107号 平成29年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第108号 平成29年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第109号 平成29年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第3号）
議案第110号 平成29年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第111号 平成29年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）
議案第112号 平成29年度北海道病院事業会計補正予算（第2号）
議案第113号 平成29年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）
議案第114号 平成29年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第2号）
議案第115号 北海道国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例案
（上の議案は巻末**議案の部**に掲載する）
-

1. 監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

1. 本日の会議録署名議員は、

村 木 中 議員
吉 川 隆 雅 議員
吉 田 祐 樹 議員

であります。

1. 日程第1、議案第101号ないし第115号

○議長大谷亨君 日程第1、議案第101号ないし第115号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

知事高橋はるみさん。

1. 議案第101号ないし第115号に関する説明

○知事高橋はるみ君（登壇）ただいま議題となりました平成29年度補正予算案並びにその他の案件について、その大要を御説明申し上げます。

議案第101号ないし第114号の補正予算案は、事業の確定に伴う経費などについて、所要の予算措置を講じようとするものであり、その総額は、

一 般 会 計

421億8000万円

特 別 会 計

13億1700万円

の減額となっております。

まず、一般会計の増額補正の主なものといたしましては、日本海側を中心とした大雪に対応するため、道路除雪経費について、所要の予算措置を講じることとしたほか、道税収入などの増に伴い、

税関係交付金及び地方消費税清算金

57億800万円

を計上いたしました。

また、公債費について、道債の発行条件の確定等に伴い、利子を減額するとともに、公債費負担の軽減のため、繰り上げ償還を行うこととし、39億6200万円を計上するほか、新年度以降に見込まれる財政需要に対応するため、財政調整基金に所要額を積み立てることいたしました。

次に、減額補正の主なものといたしましては、事業の確定等に伴い、

中小企業総合振興資金貸付金

216億6300万円

保健福祉関係義務的経費

86億2000万円

などを減額いたしました。

これらに見合う一般会計の歳入予算の主なものといたしましては、

道 税

59億1300万円

道 債

40億7200万円

を計上する一方、

国 庫 支 出 金

215億9800万円

諸 収 入

244億3900万円

を減額いたしました。

次に、その他の案件といたしまして、議案第115号は、市町村の国民健康保険事業運営の広域化などを目的とした事業の終了に伴い、北海道国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止しようとするものであります。

以上、今回提案いたしました案件について、その大要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

1. 日程第1、議案第101号ないし第115号にあわせ、

日程第2、議案第1号ないし第97号及び第99号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 ただいま議題となっている日程第1、議案第101号ないし第115号にあわせ、日程第2、議案第1号ないし第97号及び第99号を一括議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

内田尊之君。

○8番内田尊之君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ちまして、申し上げます。

先週の1日から2日にかけて、本道は、記録的な暴風と大雪に見舞われたところであり、全道

各地で被害を受け、とうとい人命が失われるという惨事となりました。お亡くなりになられた方には、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、災害対応についてであります。

先週末の天候は、大型の低気圧が北海道に居座り、冬の台風が上陸したような状況となりました。9人のとうとい生命が犠牲となりました5年前の暴風雪災害を鮮明に記憶している多くの道民の間で緊張が走るとともに、改めて、暴風雪の恐ろしさを痛感させられたところでもあります。

災害対策において最も重要なことの 하나가、災害発生時の応急対策だと考えます。応急対策のおくれやミスは、時として、取り返しのつかない深刻な結果をもたらすこととなります。

今回の災害に際し、道はどのような応急対策に当たったのか、伺います。

また、積雪寒冷の地で暮らす我々道民にとって、冬の災害に対する備えは、温暖な他県とは比較にならないほど、大切に重要なものと考えます。

今回の本道を襲った暴風雪や災害対策に対する知事の認識と今後の対応について伺います。

次に、日本海漁業の振興について伺います。

まず、檜山地域におけるニシンの資源増大の取り組みについてであります。

私の地元・檜山地域では、漁業者、漁協、町役場などの関係者が一丸となって、平成23年に、ひやま地域ニシン復興対策協議会を立ち上げ、かつて檜山の繁栄の礎となったニシンの再来を夢見て、ニシンの種苗生産、放流に取り組んできたところであり、平成28年からは、100万尾の種苗生産を行っております。

管内では、これまでニシンの漁獲がほとんどありませんでしたが、昨年は1トン、ことしは既に3トンの漁獲量があり、種苗生産においても、檜山沿岸でとれた親魚からの採卵で、100%檜山産の種苗放流が可能となりました。

また、江差町では、104年ぶりに群来が確認され、大きな話題となるなど、地域では、今後さらなる資源増大に期待を寄せているところでもあります。

そのような状況をさらに後押しするかのようには、昨年4月には、「江差の五月は江戸にもない—ニシンの繁栄が息づく町—」として、道内初となる日本遺産の認定を受けたところでもあります。

江差町におきましては、今後も、ニシンを中心としたまちづくりが進められていくなど、檜山地域の漁業振興、さらには地域振興を図っていく上で、ニシンは重要な水産資源となっております。

私は、昭和30年以降、ほとんどニシンの漁獲がなかった状況下で、いよいよ檜山地域においてもニシン復活の兆しが見え始めたと思っており、種苗放流事業などの資源増大対策を今後とも道として推進していくべきと考えますが、見解を伺います。

次に、檜山、後志地域を中心に進めてきた、日本海における養殖業の取り組みについて伺います。

道では、これまで、日本海漁業の振興を図るため、ヒラメ、ニシンの種苗放流や、トド等の海獣対策などの施策を進めてまいりましたが、近年、漁業生産量が大幅に減少していることを勘案し、平成26年に日本海漁業振興基本方針を策定して、各種振興策を講じてきたところであります。

しかしながら、方針策定後も、主要魚種であるスケトウダラやホッケに加え、スルメイカの漁獲の大幅な減少など、日本海は厳しい漁業環境が続いていることから、このたび基本方針を改定することとしており、新たな方針では、平成30年度から34年度までの取り組みを示しているものと承知しております。

檜山地域では、これまで、漁港内でのウニ、ナマコの養殖や、外海でのホタテガイの養殖、さらには、養殖したナマコを漁業者みずから乾燥させ、干しナマコ製品を製造し、新千歳空港のロビーで販売が開始されるなど、地域が主体となって、特産品の付加価値向上への意欲的な取り組みが進められるようになりました。

このうち、ホタテ養殖の活貝出荷では、2年貝の小ぶりなホタテが韓国向けに7トン輸出されたほか、漁港内の静穏域を活用して養殖したウニも、早出し出荷や地域イベントで、天然物の単価より高値で販売されるなど、養殖への取り組みが芽を出し始めている状況にあると考えます。

その一方で、日本海の漁業は、近年の海洋環境の変化などにより、漁獲の変動が激しいほか、他の海域に比べて回遊資源への依存度が高い中、大幅な漁獲量の減少に見舞われるなど、いまだに厳しい状況が続いており、養殖業などの取り組みは始めて間もないことから、生産量も小規模にとどまっているのが現状であります。

新たな基本方針案では、養殖業の導入を中心とした新たな生産体制づくりを加速させることとしておりますが、各地域で芽が出始めている養殖業の取り組みの強化に向けて、道は、今後、どのような視点で支援をし、日本海漁業の振興を図っていく考えなのか、伺います。

次に、国際会議の誘致についてであります。

道は、昨年12月に北海道グローバル戦略を策定し、今後の国際化の取り組みの方向の一つに、世界に売り込むという視点を掲げ、北海道の魅力や強みを生かした海外展開を図ることとしております。

知事は、新年度予算発表の記者会見において、今年度の外国人観光客は270万人を超える見込みであり、アジアを中心に、北海道ブランドの高まりを実感していると語っておられましたが、この流れを一層加速させるためには、海外での観光フェアの開催や航空路線の誘致はもとより、本道に国際会議を誘致し、食や観光など、北海道の魅力を積極的に海外にアピールするとともに、政府系国際会議の開催などを通じて、各国の要人とのネットワークを構築することは非常に有効な手段と考えます。

平成20年7月の北海道洞爺湖サミット以降、道は、国際会議の誘致に積極的に取り組んでいると承知をしておりますが、これまでの取り組み状況と今後の展開の考え方についてお伺いをいたします。

次に、G20関係閣僚会議の誘致についてであります。

2019年に日本での開催が予定されているG20サミットについては、先日、大阪市での開催が決定したところでありますが、道内では、後志管内の倶知安町が関係閣僚会議の誘致に名乗りを上げ、特に観光分野の閣僚会議にターゲットを絞って、道や観光振興機構と協力しながら誘致活動を展開しており、今月1日には、我が党の道内選出の国会議員とともに、安倍首相に要望を行ったと承知しております。

G20は、G7の構成国のほか、欧州連合、ロシア及び新興国11カ国が加わった20カ国・地域による首脳会合であり、その関係閣僚会議においても、世界の主要国の要人や多くのマスコミが訪れるなど、会議開催によるアピールの効果は非常に大きいものがあると考えます。

知事は、G20閣僚会議の開催による効果についてどのように考え、倶知安町での会議開催に向け、道としてどのように取り組んでいこうとしているのか、伺います。

続いて、日本ハムファイターズのボールパーク構想についてお伺いをいたします。

日本ハムファイターズの新球場の建設に関しては、候補地が、北広島市の北広島総合運動公園の予定地と、札幌市の道立真駒内公園の2カ所に絞られ、現在、球団において、選定に向けた詰めの検討が進められていると伺っております。

こうした中で、先月26日には北広島市から、今月1日には札幌市から、さらに、2日にはファイターズ球団から道に対して、それぞれ協力要請があったと承知をしております。

日本ハムファイターズは、2003年に北海道に本拠地を移転して以来、2度の日本一に輝き、また、リーグ制覇を5回なし遂げるなど、毎シーズンの活躍はもとより、179市町村に対して選手を応援大使として送るなど、地域に密着した取り組みを通じ、本道経済や地域社会の活性化に多大な貢献をしてきており、今後も、北海道を拠点として、道民に夢と希望を与え続けていただくことを強く願うものであります。

北広島市、札幌市、またファイターズ球団の3者から正式な協力要請を受けて、道のかかわりについても、これまでの見守るというスタンスから、より積極的な対応が求められる段階に入ったと私は考えますが、知事の認識と、道としての今後の対応についてお伺いをいたします。

続いて、水素社会の推進についてであります。

昨年8月、私の地元である奥尻町において、町の企業が、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度——FITを利用した、国内では2例目となる離島での地熱発電所を建設し、稼働を開始いたしました。

竣工式には高橋知事も出席され、北海道は新エネルギーの宝庫、島の飛躍の一步にしてほしいと祝辞を述べられたところであります。

道は、こうした本道の豊富な再生可能エネルギーを活用して発電した電力と水から製造することができる水素を貯蔵、運搬、利用する水素サプライチェーンを構築するため、平成28年1月に北海道水素社会実現戦略ビジョンを策定し、続いて、7月には水素サプライチェーン構築ロードマップを策定するなど、構築に向けたさまざまな取り組みを実施してきているところと承知して

おります。

また、鹿追町と帯広市では、家畜ふん尿をエネルギー源として水素を製造する実証事業を行っており、白糠町と釧路市では、ダムの小水力発電を利用して水素を製造し、水素サプライチェーンの実現に向けた検証を行うための実証事業など、さまざまな取り組みが道内各地で行われております。

さらには、道も、昨年、水素エネルギー利用の最も身近なツールである燃料電池車——F C Vを公用車として購入し、道内各地で行われているイベント等で、水素社会の普及のためにフル活用するとともに、3月下旬には、道などが整備に補助した札幌市内の水素ステーションの利用が開始される予定と聞いております。

また、国においては、世界に先駆けて水素社会を実現させるという総理大臣の強い指示のもと、昨年12月に水素基本戦略を策定しており、今後の技術開発や規制合理化がさらに加速されることが期待されております。

徐々にではありますが、水素社会の実現に向けた取り組みが進んできているものの、データの蓄積やハード整備など、再生可能エネルギーによる水素社会の実現の道のりは、まだまだ長く続くものと考えます。

だからこそ、今後とも、取り組みを着実に進め、道としてのロードマップを確実に実現していく必要があると考えますが、どのように取り組んでいく考えなのか、知事に伺います。

続いて、野生動物対策についてお伺いいたします。

初めに、狩猟者の確保についてであります。

エゾシカやヒグマなど野生動物の管理を推進していく上で、狩猟者の確保は、言うまでもなく重要であります。

エゾシカの推定生息数は、最多であった平成22年度の68万頭から、平成28年度には23万頭減の45万頭になり、農林業被害額も、平成23年度の64億円から、平成28年度の39億円へと、4割近く減少しているとなっておりますが、地域においては、数字的效果の実感は少なく、戸惑いを感じている状況にあります。

さきの定例会で、我が会派の同僚議員の、若いハンターの確保と育成に関する一般質問に対し、狩猟免許取得者の一層の裾野の拡大とスキルアップに努めていくとの答弁があったところでありますが、人口減少、高齢化が進む地方においては、狩猟免許取得者や有害鳥獣駆除の従事者を確保するのも年々厳しくなっている状況にあり、今後も、高齢化によるハンターの全体数の減少や、都市部と地域間でのハンター数の格差が広がっていくことが考えられます。

また、狩猟免許取得者数という要素だけではなく、各地域で実動するハンターの数や活動実態も把握する必要があると考えますが、道において、このような状況にどう対応していこうと考えているのか、伺います。

次に、猟銃を使用しない捕獲方法についてお伺いいたします。

昨年、稚内市の市街地にエゾシカが出没し、猟銃が使えない中、市は、麻酔吹き矢を使って捕

獲したというニュースが流れました。

道は、昨年度まで、エゾシカの捕獲、有効活用に資するため、囲いわなを使用して捕獲した生体を長距離輸送するモデル実験を2年間実施しており、囲いわなの有効性については認識されていると思います。

猟銃の使用ができない地域が多くある中、有害鳥獣の捕獲手段として、わな猟を一層推進していくべきと考えますが、道として、どのように評価し、普及を拡大していく考えなのか、伺います。

最後に、有害鳥獣駆除事業の適正化についてお伺いいたします。

近年、本州の自治体等で、農林業被害の発生防止のための有害鳥獣駆除事業において不正が発覚し、今後、個体確認のあり方について厳格化した新たなルールを導入するとしております。

農林水産省の調査では、国の補助金の対象となった自治体の15%で、捕獲個体の確認方法が不十分だったと発表しておりますが、実態は、確認方法が各自治体で異なっていることが要因であると考えられております。

2013年度から、有害鳥獣1頭当たり最大8000円が報償金として支給されておりますが、捕獲意欲向上のための施策である公費の報償金を不正に受給することは許されるものではありません。

エゾシカによる農林業被害が多い本道においても、駆除した現場を確認している自治体は1割程度しかなく、報償金の申請窓口も猟友会が担っている現状において、本道における有害鳥獣駆除に当たっての個体確認の実態についてお伺いをいたします。

また、国が検討している新ルールについても、早急に狩猟者へ説明し、理解と協力を得なければならないと考えますが、道は、現在、どの程度情報を把握し、今後、関係者にどのように周知を図る考えなのか、お伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）答弁に先立ちまして、3月1日から2日にかけての暴風雪等により亡くなられた方に、心からお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、内田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、このたびの災害対応に関する認識などについてであります。道においては、全道各地で車両の立ち往生や住居の損壊などが発生したことから、関係機関と連携して、人命最優先の考えのもと、行方不明者の捜索、救出や、避難所の開設など、さまざまな災害対応に全力で取り組んできたところであります。

こうした中、私といたしましては、災害の発生が見込まれる場合には、予想される気象状況を道民の皆様方が正しく認識し、御自身の安全を確保していただくとともに、防災関係機関において、日ごろから培った確かな連携のもと、おのおのが担う役割を迅速かつ的確に果たすことが何にも増して重要と認識いたします。

このため、このたびの災害対応について、道防災会議などの場を活用して検証を行うとともに、住民の方々への的確な情報の提供や、関係機関相互の連携強化などの取り組みを進め、本道の災害対応能力のさらなる強化に努めてまいります。

次に、ニシンの資源増大についてであります。春告げ魚とも呼ばれるニシンは、日本海地域において、春先の重要な資源であるとともに、江差を初め、各地の漁村の歴史や文化に深くかかわってきた魚であり、道では、檜山地域の要望を受け、平成28年から、町や漁協と連携して、栽培漁業瀬棚センターを活用し、100万尾の大規模な種苗放流を開始いたしましたところであります。

檜山地域では、昨年からはニシンの漁獲が増大し、種苗生産に必要な親魚の安定確保も可能になってきているところであり、今後とも、種苗放流とあわせて、産卵や稚魚の育成の場となる藻場の整備を進めるとともに、新たに資源管理の取り組みを推進するなど、ニシンの資源増大を図ってまいります。

次に、G20関係閣僚会議の誘致についてであります。道では、2019年に日本で開催されるG20の観光関係閣僚会議の誘致に、倶知安町や観光振興機構とも連携をしながら、積極的に取り組んでいるところであります。

羊蹄山やニセコ連峰に抱かれた倶知安町のエリアは、毎年、多くの外国人観光客が訪れる、我が国で有数のリゾート地として急成長を続けており、海外からの直接投資も進むなど、観光分野における成長モデルの一つになっている地域であります。

私といたしましては、この地域にG20の観光担当大臣が集い、将来のグローバルな観光のあり方などについて議論を交わしていただくことは、本道のインバウンドの拡大に向け、大きな弾みがつくものと期待を寄せているところであり、北海道洞爺湖サミットを初め、これまでの国際会議開催の経験と実績を生かしながら、引き続き、地元市町村や関係団体との連携のもと、関係閣僚会議の実現に向け、精力的に取り組んでまいります。

次に、日本ハムファイターズのボールパーク構想についてであります。本道に本拠地を移されて以来、地域や経済の活性化に大きな貢献をしていただけてきたファイターズが、今後も北海道の球団として活躍し続けることは、私を含め、多くの道民の皆様の一助であると考えているところであり、このたびのボールパーク構想についても、スポーツや観光の振興など、本道のさらなる活力の向上につながるものと期待をいたしております。

こうした中、先般、候補地となっている北広島市と札幌市、球団のそれぞれから道に対し、交通アクセスの向上や、球場施設の立地に関する支援などについて御要請をいただいたところであり、私といたしましては、今後、球団や両市から具体的な御意向をお伺いしながら、この構想が道民の皆様にとって愛着や誇りを持てるものとなるよう、どのような支援が可能か、鋭意検討してまいります。

最後に、水素社会の実現に向けた取り組みについてであります。道では、FCVの率先導入や、水素ステーション整備への支援などを進めるとともに、本道の豊富な再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの構築に向けた実証事業に参画し、成果の発信等に取り組んでき

ているところであります。

一方、国においては、2050年を視野に、低コストな水素利用の実現や、国内の再生可能エネルギーの導入拡大などを目指す水素基本戦略を昨年12月に策定したところであります。

道といたしましては、国の長期戦略も見据えながら、今後とも、産学官の緊密な連携のもと、水素需要の拡大や、道内での水素サプライチェーンの構築を着実に進めるとともに、新たな技術開発等による安定的かつ安価な水素の製造や、広域的な輸送システムの確立、さらには、水素発電などによるCO₂フリー水素の活用など、北海道らしい水素社会の実現に向け、取り組みを推進してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長が答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）このたびの暴風雪・大雪災害への対応についてであります。災害が発生し、または発生するおそれが生じた場合におきましては、災害の発生への防御や拡大の防止に取り組む応急対策を迅速かつ的確に講じていくことが極めて重要であります。

今回、二つの低気圧の接近により、3月1日から、数年に一度という気象状況の悪化が見込まれましたことから、前日の2月28日に、気象台を初め、道警察、自衛隊、開発局、JR北海道などの関係機関から構成されます雪害対策連絡部会議を開催し、以後の気象の見通しや対応方針について、情報の共有を図ったところでございます。

また、3月1日には、災害の発生に備え、災害対策連絡本部を設置し、庁内の関係部局はもとより、自衛隊や道警察から道に派遣をされた連絡員、いわゆるリエゾンとの連携協力を密にし、関係機関が一丸となって、行方不明者の捜索や車両の立ち往生の解消など、全力で応急対策に取り組んだところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）日本海漁業の振興に関し、日本海における養殖業の取り組みについてであります。道では、イカやホッケなどの漁船漁業が主体である後志、檜山地域において、養殖業を加えた新たな生産体制づくりを進めており、若手漁業者などによる意欲的な取り組みが行われておりますが、新たな設備投資が必要なことや漁場の競合などから、小規模にとどまっております。

このため、道では、日本海漁業振興基本方針の改定に当たり、漁場の有効利用による生産規模の拡大を重点に位置づけ、漁協や市町村などと連携し、関係漁業者との協議を積極的に進め、ホタテ、ウニの養殖の規模拡大を図るとともに、複数魚種の養殖や他の漁業と組み合わせた複合的経営の取り組みを支援するなど、養殖業の定着、拡大を図り、さらには、ナマコなどの付加価値向上対策を進め、日本海漁業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）国際会議の誘致についてであります。道では、洞爺湖サミットの開催による成果を将来にわたって持続させ、本道の活性化に結びつけていくため、国際会議の誘致活動を積極的に展開しており、この間、太平洋・島サミットや日本APEC貿易担当大臣会合等、政府系の大規模な国際会議が開催され、道内での国際会議の開催件数も、平成21年の92件から、平成28年の125件に増加するなど、着実に成果を上げてきているところであります。

国際会議の開催は、宿泊や交通など、直接的な経済効果はもとより、海外からの参加者に、食や観光、文化など、本道の魅力をアピールすることができる貴重な機会であり、北海道での国際会議の開催を推進するため、洞爺湖サミット後に国に設置されました省庁連絡会議などと連携をしながら、今後とも、国際会議の誘致に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）野生動物対策に関し、狩猟者の確保などについてであります。野生鳥獣を適正に管理していくためには、狩猟者の確保が重要でありますことから、道では、狩猟の魅力などを伝えるハンドブックの配布や、狩猟免許の取得をサポートする出前教室を開催しているほか、試験の年間の実施回数をふやすとともに、休日や農閑期に実施し、受験の利便性の向上を図るなどの取り組みを進めております。

道といたしましては、引き続き、狩猟者の確保に向けた取り組みを進めるとともに、各振興局に設置している、市町村や地元の猟友会、農協などで構成する野生鳥獣対策協議会におきまして、エゾシカ、ヒグマなどの出没情報や捕獲体制の課題を共有するなどして、捕獲の実態の把握に努め、地域の実情に応じた効果的かつ適正な野生鳥獣の管理に努めてまいります。

次に、エゾシカのわな猟の普及についてでございますが、エゾシカ猟に使用するわなといたしましては、比較的容易に市街地周辺で捕獲することができるくくりわなと、一度に多数捕獲でき、食肉活用に適した囲いわながあり、いずれも有効な捕獲手段となっているところでございます。

道では、これらの普及に向け、わな猟の免許取得の講習会を道内各地で開催するとともに、市町村や猟友会などの関係団体と連携し、わな猟師の実演による捕獲技術の向上を図っているところでございます。

また、道が実施主体である捕獲事業におきましても、囲いわなを活用するとともに、より効果的な捕獲技術の開発を進めるなど、わなの適正な活用と普及に努め、猟銃を使用することができない地域におけるエゾシカの捕獲対策に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）鳥獣被害防止対策に係る個体確認などについてでございます。道内の市町村は面積が広大であり、現場での個体確認が困難な場合が多いことから、大半

は、捕獲個体の写真や体の一部を証拠物として確認を行っております。

こうした中、確認方法は全国的にさまざまであるため、国は、昨年10月、虚偽申請の未然防止に向け、新たに、統一的な捕獲確認の方法を事業実施要領に明記するとともに、これらを解説したマニュアルを作成したところでございます。

道では、これまで、各協議会に対し、振興局を通じて、この新たなルールを説明し、寄せられた疑問点への回答を取りまとめた独自のQアンドAを作成しまして、理解の促進に取り組んでおり、今後さらに、狩猟関係団体などにも周知徹底を図るなど、捕獲確認等が適正に実施されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 内田尊之君の質問は終了いたしました。

池端英昭君。

○5番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）皆さん、こんにちは。

私は、民進党・道民連合の池端英昭でございます。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、災害対策について伺ってまいります。

まず、暴風雪対策についてですが、このたび、3月1日から2日にかけての全道的な暴風雪、大雪等によって、苫小牧市で、被災者の救助に向かった方がお亡くなりになられるなど、被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方に、心からお悔やみを申し上げ、被害を受けられた皆さんにお見舞いを申し上げます。

本道では、5年前に、同じような時期に9人がお亡くなりになられ、さらに、長期にわたる大規模な停電が発生するなど、暴風雪の怖さを教訓としてきたわけではありますが、このたびの被災に対する御所見と、被災された方々への対応の考え方について、知事の御所見をお伺いいたします。

次ですが、2月5日から6日にかけての記録的な豪雪により、ビニールハウスが倒壊するなど、大きな被害に遭われた新ひだか町と新冠町を農政常任委員会で視察してきました。

重く湿った雪が一晩で43センチメートルも降り積もり、ビニールハウスの保全対策ができないまま倒壊に至った被災農家の皆さんの落胆の様子を見て、心よりお見舞いを申し上げますとともに、早急な対策を講じる必要を強く感じてきたところであります。

被害状況については、新ひだか町で、ビニールハウス等の施設が約8億5000万円、また、作付困難に伴う損失額として2億6000万円、そして、新冠町では、主にビニールハウスの倒壊に係る被害額として3億2700万円と報告をいただきました。

本来、降雪が少ない地域であり、ビニールハウスの配置やつくり、また、共済等の加入についても万全でなかったことは否めないにしても、特に、新規就農で入植された農家の皆さんにおいては、入植間もない方もおられ、多額の借入金などもあり、将来に暗い影を落としかねない状況にあります。

知事は、2月16日にいち早く現地に赴き、悲惨な状況を視察されておりますが、現場を見てどのように受けとめられたでしょうか、認識をお伺いいたします。

また、特に新規就農者の皆さんにとって、借金を残したまま離農といった最悪の事態だけは、何としても避けなくてはならないと考えております。

そこで、被災者に対し、知事はどのような支援を考えておられるか、御所見をお伺いいたします。

次に、農業・農村振興について伺います。

まず、グリーン・ツーリズムについてですが、都会の雑踏から逃れ、残りの人生を自然豊かな農山漁村でゆったりと暮らすスローライフを志向される方々がふえております。そのようなゆとり志向のシニアの皆さんの多様なライフスタイルの受け皿として、グリーン・ツーリズムに積極的に取り組む自治体も少なくありません。

本道では、農村地帯において過疎化が大きな問題となっておりますが、少なくとも、このような取り組みを進めることで、農林漁業や農山漁村への理解が得られる交流人口を増加させることは、これら問題の解決の糸口になるのではないかと、その進展が期待されます。

そこで、これまで取り組まれてきたグリーン・ツーリズムについて、どのような評価をされているのか、伺います。

また、今後、グリーン・ツーリズムにどのような視点で取り組まれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、農泊の取り組みについてであります。最近、農泊という言葉が耳にすることがふえました。

さて、農泊の定義ですが、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により、旅行者にその土地の魅力を味わってもらい農山漁村滞在型旅行を指すようであります。

政府は、農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として農泊を位置づけ、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、活性化を図ろうともくろんでおりますが、農村地域は、人口減少とともに過疎化が進み、目下、地域の活力が減衰傾向にあります。

このため、地域が一丸となって農泊に取り組める環境づくりや、官民が協働して実施できる体制の整備が急がれます。

そこで、現在の道内の取り組みについてはどのような状況にあるのでしょうか。また、家族経営が主体である本道においては、さまざまな課題があると考えられ、そのエンジン役となる運営機関など、機能的な取り組みも必要ではないかと考えますが、今後、どのように進められるのか、お伺いをいたします。

次に、就農促進の取り組みについて伺います。

過疎化の進展が著しい全国各地の農村地帯では、農村地区の活性化に向けたさまざまな取り組みがされています。

例えば、秋田県では、施設から農作業機械まで無償で貸与するなど、県内にとどまらず、県外からの新規就農者の呼び込みに積極的に取り組んでおります。このような思い切った制度設計は、就農に係るリスクの回避が見込まれ、新規就農の動機の醸成にも大きく寄与することが考えられます。

本道は、本州と違い、広大な農地を使ったダイナミックな農業経営が可能な、他府県にない魅力を有していますが、反面、大規模になればなるほど、多額の資金が必要となり、このような資金面での課題があることから、いかにそのリスクを軽減し、就農しやすい環境をつくり出せるかが一つのポイントになると考えます。

そこで、道内外からの新規就農者が流入しやすい環境づくりについて、どのような取り組みをされるのか、お伺いをいたします。

次に、道産食品の輸出について伺います。

知事は、平成27年、4期目の出馬に当たり、道産食品輸出1000億円を公約に掲げました。第1次産業を基幹産業とする本道にとって、この公約は大変頼もしく、第1次産業に従事する農漁業者は大きな期待感を持ったものと推察するところであります。

その後、海産物を中心に、輸出金額を順調に伸ばしてきましたが、ホタテ漁が、平成28年の台風によって大打撃を受けました。これが輸出にも大きな影響を及ぼし、計画に狂いが生じたものと認識しております。

そこで、にわかには出現したのが、道外港の推計値を合わせた1030億円といった数字です。そのまま聞けば、さも知事公約が達成されたものと誤認してもおかしくありません。現実には、そのように信じておられる方もいらっしゃいます。

確かに、公約の達成は、関係する生産者の皆さんにとって大きな目標となり、生産意欲の醸成にもなりますので、私も心から応援したい気持ちでいっぱいでありたいと思います。

しかし、それが知事御自身の保身だとすれば、全く容認できるものではありません。我が会派の代表質問でも聞いておりますが、その後の取り組みは具体性を欠いており、はっきりしない部分も多くあります。

そこで、いま一度、知事のお考えをお伺いし、すっきりさせたいと存じますので、どうぞ御答弁をお願いしたいと思います。

次に、道産食品輸出拡大戦略についてであります。

道産食品の輸出戦略において知事が目指そうとした輸出額1000億円については、本道の基幹産業である第1次産業に従事される方々も、農林水産業をさらに発展させる頼もしい意気込みとして、一定の評価をいたしております。

しかし、その目標値について、スタート時点から水産物に大きく依存していたことは、いささか問題があり、現在の頭打ちを招いた最大の要因と認識しております。

確かに、その当時、EUなどの市場で、北海道のホタテを中心とした需要の伸びが見込まれ、輸出拡大の最大のチャンスであったとは思いますが、農産物の対策が手薄になったことが、後の

数字にも影響を来したのではないのでしょうか。

食料自給率221%を誇る本道の農産物における生産力の強みをいかに生かせるかが、公約達成の大きな要素になると考えますし、本道の農業生産の拡大にもつながるものと考えます。

そこで、東南アジアを中心に、北海道ブランドが浸透しつつある中、その機運を取りこぼすことなく、本道の農産物の輸出拡大につなげられるのか、今後の取り組みの具体策について御所見をお伺いいたします。

次に、道産食品輸出拡大戦略の新たな目標についてお伺いをいたします。

道外港経由の輸出額が推計で333億円であったということですが、推計を行うに当たり、調査対象とした企業、団体は、一体どのような考え方で選定されたのでしょうか。また、道外港からの輸出実態について、道としてどのような分析をされているのか、伺います。

知事公約とは一線を画し、道産食材がどのような形で輸出されているのか、精緻な分析結果を踏まえ、生かすことで、道産食品の生産拡大や生産者の所得にも反映されることから、継続的に調査する必要があるものと考えます。

その上で、道産食品の需要の高まりと供給が相まって進展することが望ましい姿と考えますが、まず、この推計値をしっかりと定義づけした上で、輸出戦略に生かさなくてはならないと思います。

そこで、今後、この推計値についてはどのように取り扱っていかれるのか、お考えをお伺いいたします。

また、新たな目標値についてもあわせてお答えください。

次に、北海道の科学技術の振興についてであります。

道では、平成20年に、北海道から、科学的発見や技術的発明などを基盤とした新たな価値を生み出すとともに、本道をめぐるさまざまな課題に対応するため、北海道科学技術振興条例を制定しております。

その条例に基づき、平成25年には、2期目となる、現行の北海道科学技術振興戦略を策定し、関連施策の総合的な推進を図るところであります。本道の強みである健康食品分野で目覚ましい成果を上げております。

そこで、これまで、どのような成果があったのか、お伺いします。

また、人口減少、高齢化やグローバル化、ICTの急速な進展など、経済社会を取り巻く情勢が大きく変化する中、現在検討されている次期の科学技術振興計画に基づいて、本道経済の活性化と道民生活の向上に資するため、どのような取り組みを行っていく考えなのか、御所見をお伺いいたします。

次に、妊産婦や人工透析患者への交通費助成制度についてであります。

まず、妊産婦安心出産支援事業の制度の見直しについてです。

道は、遠隔地において安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環として、平成28年度に、妊産婦健診に係る交通費助成制度を設けております。同じように、医療費の負担軽

減の一環として、人工透析患者への交通費助成もあわせて行われております。

これら二つの制度については、広域分散型の北海道において、全道のどこに住んでいても、安心して子どもを産み育てられる環境づくりと、重度の人工透析患者の医療費の負担軽減を目的にしており、極めて政策効果が高い制度と認識をしております。

しかし、せっかくのよい制度であるにもかかわらず、その制度の仕組みから、恩恵を受けられない道民がいらっしやることに、非常に残念な思いをしております。

例えば、産科医療機関や人工透析医療機関が自宅から100キロメートルも離れていても、お住まいの自治体内にその医療機関がある場合、交通費助成の対象とはなりません。一方、25キロメートルしか離れていなくても、その医療機関が他市にある場合は助成対象となるといった不合理であります。

現在、北海道の合計特殊出生率は全国平均を下回っており、また、市町村合併によって、さらに面積が広大になるという北海道特有の課題が現実としてあることから、妊産婦安心出産支援事業の実態に即した改善が求められます。この件に関する知事の御見解を求めたいと思います。

また、人工透析患者の通院交通費に係る負担の軽減を目的とした腎臓機能障がい者通院交通費補助制度がありますが、これについても、お住まいの自治体にある医療機関に通院する場合は、距離に関係なく、対象になりません。このため、この制度においても、これまで制度を利用していた方が、市町村合併によって制度の対象外となってしまいました。

したがって、この件についても、実態に即した改善が必要ではないかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

次に、障がいのある方への施策の充実についてであります。

障がいのある方の意思疎通の手段は、その方の障がい特性に応じて多様であり、円滑な意思疎通のために、これらに応じた環境の整備と支援が求められています。

また、手話が日本語と異なる独自の言語であることの認識について、広く道民の皆さんに普及させることが重要であると考えております。

このたび、道では、障がい当事者の皆さんの総意として、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進するとともに、言語としての手話に関する認識の普及等を図るため、二つの条例を提案しており、これらの課題の解決に向け、全力で取り組んでいただけるものと、大きな期待を抱いておりますし、私も、道民の一人として、これからも積極的にかかわってまいりたいと思っております。

さて、私は、条例制定に向け、障がい当事者の団体からいろいろな御意見を伺ってまいりました。

聴覚に障がいのある方への情報提供を推進するセンター的機能の拡充については、意思疎通支援として、手話通訳者や要約筆記者の養成、派遣、また、それらの広域派遣のためのコーディネーター機能、その他、字幕つきビデオ等の制作、貸し出しの充実などの御意見や御要望が聞こえてきているところであります。

また、条例をつくることはもちろん大切なことではありますが、むしろ、条例ができた後、どのように施策が充実されるのか、非常に注目されているところであります。

道として、このような障がい当事者の方々の御意見などを十分に踏まえ、条例制定後にきちんと機能させるためにも、魂を吹き込むことが必要と考えております。

今後、どのように当事者の方々との協議を行い、施策の充実を図ろうとしておられるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、聴覚に障がいのある皆さんへの緊急時の対応についてであります。

聴覚に障がいのある方のお話を伺うと、事故や事件などに遭遇あるいは目撃したときなど、緊急時において不安を感じていらっしゃる方が大変多くいるとのことでした。

そこで、道警のホームページを見ますと、聴覚障がいのある方が110番をする場合、ファクスや電子メールを活用することとなっています。

また、札幌市消防局のホームページでは、ファクスか、事前に利用者登録をした上でのメールによる110番ができることになっています。

しかし、ファクスだと、外出してしまえば使うことができません。また、メールの場合は、一方的に送信する方式なので、状況をリアルに把握するにはふぐあいがあると考えられます。

そこで、現在普及が進んでいるスマホの活用が効果的ではないかと考えるところですが、例えば、LINEなどのアプリを使うと、会話と同じような双方向のやりとりがリアルタイムにできます。

このように、障がいがある方の意思疎通については、知事のもとに置かれた九つの部にとどまらず、知事部局以外の執行機関や市町村などにも取り組みを進めていただかなくてはならないと考えておりますが、聴覚に障がいのある方々に対する緊急時対策をどのように広めていこうと考えておられるのか、知事の御所見を伺います。

最後になりますが、海上技術学校について伺います。

このたび、独立行政法人海技教育機構が運営する国立小樽海上技術学校が、施設の老朽化などを理由に廃止の動きがあります。

国土交通省所管の独立行政法人海技教育機構は、船員になろうとする者及び船員に対して、船舶の運航に関する学術や技能を教授することなどにより、これまで、多くの内航船員を育成、輩出してきました。

新しく発足した海技教育機構は、船員養成のための学科教育と、練習船による航海訓練を通じた一貫教育の実施に加え、商船系大学や高等専門学校などの船員教育機関の学生に対する航海訓練を通じ、海運業界のニーズに応じた新人の養成のほか、水先人の養成のための実務教育を行ってきました。

これまで多くの海員を輩出してきた当該学校は、四方を海に囲まれた本道にとって、物流の観点からも、海員養成の重要な機関であることは間違いありません。

知事は、この事態についてどのような認識を持たれているのでしょうか、また、今後、独立行

政法人海技教育機構を所管する国に対し、どのような対応をされるのか、御所見をお伺いします。

以上、御答弁によっては、再質問を留保し、質問を終わらせていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）池端議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、このたびの暴風雪等災害についてであります。3月1日からの暴風雪については、事前に、気象台から低気圧接近の情報を受け、防災関係機関の連携協力のもと、おのおのが担う役割を迅速かつ的確に果たすことを確認するとともに、予想される気象状況について、道民の皆様への積極的な情報提供に努めたところであります。

こうした中、全道各地で車両の立ち往生などが発生したことから、関係機関と連携して、情報の収集や共有に努め、人命最優先を第一に考え、行方不明者の捜索、救出や、避難所の開設など、被災者への対応に全力で取り組んだところであります。

道といたしましては、このたびの災害対応について、道防災会議などの場を活用して検証を行うとともに、関係機関相互の連携強化や住民の方々への注意喚起などの取り組みを進め、住民の皆様方と危機感を共有しながら、本道の災害対応能力を一層強化してまいりたいと考えております。

次に、大雪による農業被害についてであります。2月初旬の大雪被害の発生を受け、私自身が、16日には新ひだか町に赴き、被害の実態を確認したところであり、現場では、重く湿った雪により、多くのビニールハウスが押し潰されている状況を目の当たりにして、被害の大きさを改めて認識したところであります。

こうした中、道職員の派遣による除雪作業の支援や、低利な制度資金の融通などに関する情報提供を行うとともに、被害施設の撤去や再建、修繕等に向けて、国などに支援を要請してきているところでありますが、被災農家の中には、移住などによる新規就農者も含まれておりますことから、農業改良普及センターによるきめ細やかな技術指導などを行っているところであり、道といたしましては、本庁と振興局が連携し、関係機関・団体と一丸となって、被災農家の皆さんが安心して営農を継続していけるよう、必要な対応について検討してまいります。

次に、グリーン・ツーリズムの取り組みについてであります。グリーン・ツーリズムは、都市住民の方々などが、農山漁村の文化に触れ、そこに暮らす人々との交流を通じて、農業、農村への理解の促進や地域の活性化に大きな効果をもたらす重要な取り組みと認識いたします。

道では、昨年度、農家民泊に取り組む方々へアンケートを実施した結果、旅行者の受け入れは、限られた労働力の中、負担が大きいことなどにより、約4割の方が休止しており、農家個々の対応では取り組みが広がらないといった意見が寄せられているところであります。

今後、農村への受け入れを促進し、交流人口の拡大を図るためには、農家の方々だけではなく、観光業や飲食業の関係者など、多様な主体の連携が重要であると考えているところであり、こうした視点を重視し、地域の受け入れ体制の整備や体験メニューの開発、情報発信などに取り組ん

でまいる考えであります。

次に、道産食品の輸出拡大についてであります。私は、海外の成長力を取り込み、力強い本道経済を構築するため、道産食品輸出1000億円プロジェクトの実現に向け、食の輸出拡大戦略を策定し、海外でブランド力が浸透してきた道産食品の安定的、効率的な商流、物流を構築するなど、各般の施策を積極的に展開して、全力で取り組んでいるところであります。

新年度においては、これらの取り組みを加速させるとともに、輸出に取り組む事業者の裾野の拡大や安定的な生産、国際認証の取得の促進、海外販路の開拓、EUにおけるホタテの市場調査を実施するほか、タイ、香港の拠点機能を強化するなどして、海外ニーズや環境の変化に的確に対応しながら、道産食品の輸出をさらに拡大してまいります。

次に、科学技術の振興についてであります。道では、これまで、北大リサーチ&ビジネスパークなど、大学や道総研、産業支援機関等による研究開発拠点の形成を進めるとともに、道産素材を生かした機能性食品、医薬品、化粧品の開発、再生医療技術の実用化などにつなげてきたところであります。

本道を取り巻く情勢が大きく変化する中、科学技術が持続的な経済社会の実現や、安全、安心な生活基盤の創造に資するよう、次期科学技術振興計画においては、これまでの取り組みに加え、AI、IoTなどの先進技術の利活用を図りながら、農水産業の生産性の向上や、医療・介護サービスの省力化、自動車の自動走行、衛星データの利活用などの研究開発、事業化を進めるとともに、こうした取り組みの基盤となる産学官連携体制の構築や専門人材の育成確保、大学発ベンチャーの創業などに重点的に取り組んでまいる考えであります。

次に、妊産婦安心出産支援事業の助成対象についてであります。この事業は、近隣に産科医療機関がない妊産婦の方々の経済的負担の軽減を図るため、一定の条件を設け、平成28年度から、市町村とともに、健診、出産に出向く交通費や宿泊費の一部を負担してきたものであります。

道では、市町村合併により、広域になった市や町もあることから、今後、周産期医療に携わる医師の不足など、妊産婦を取り巻く環境の変化を踏まえ、次期子ども未来づくり計画に向けて、事業効果を検証し、市町村の意見もお伺いをしながら、一層、安全、安心に出産できる環境整備に取り組んでまいる考えであります。

最後に、意思疎通支援の取り組みなどについてであります。道では、条例の検討を行う過程の中で、障がいのある方々からいただいた御意見等を踏まえ、新年度から、意思疎通支援者の派遣回数が増や、養成研修のカリキュラムの充実、手話通訳の入った道政映像の制作など、情報提供機能の充実強化を図ることとしたところであります。

意思疎通支援の推進に当たっては、障がいのある方々の意向を尊重することや、さまざまな特性に配慮した手段が求められることから、今後とも、当事者団体との意見交換を継続しながら、障がい当事者の方々にも御参画いただいている障がい者施策推進審議会において、よりよい情報提供のあり方などについて御議論をいただき、実効性のある施策を推進し、障がいのある方もな

い方も、ともに尊重し合う共生社会の実現を目指してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）農業・農村振興に関し、まず、農泊の今後の取り組みについてでございますが、国は、農村における持続的なビジネスとして農泊を推進し、地域の自立的な発展と所得向上を目指す農泊推進対策事業を創設したところであり、本年度、道内では、14地域がこの事業を活用するなど、道内各地で受け入れ体制の整備が進められているところでございます。

道といたしましては、農泊を初め、農村ツーリズムを一層推進するため、地域の観光を担うDMOや観光協会などと連携を図り、より魅力的な観光資源の発掘、磨き上げ、効果的な情報発信に努めるとともに、地域構想の策定、人材育成の支援などに取り組み、農家の方々だけでなく、観光業や飲食業など、多様な主体が参画した地域ぐるみの受け入れ体制づくりを積極的に推進し、農村地域の活性化につなげてまいりたいと考えてございます。

次に、新規就農の促進についてでございますが、農家戸数の減少や高齢化が進行する中、本道の農業、農村が持続的に発展していくためには、就農を志す方々を積極的に受け入れ、次代を担う農業者として育成確保していくことが重要と認識しております。

このため、道では、就農希望者への情報発信はもとより、農業大学校における実践的な研修、教育、技術・経営指導のほか、就農前後の所得を確保する資金の交付や無利子の融資、初期投資の負担軽減のための、農地や施設等を貸し付け後に売り渡す事業など、幅広い取り組みを推進しているところでございます。

さらに、若者の就農意欲の喚起や就業体験機会の提供など、農業を職業として選択してもらうための取り組みを強化しており、今後とも、関係機関・団体と一体となって、道内外から新規就農しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部食産業振興監田辺利信君。

○経済部食産業振興監田辺利信君（登壇）道産食品の輸出に関して、まず、輸出拡大の取り組みについてでございますが、道産食品の輸出額は、平成24年から5年間で倍増となったところでありますが、大半を占めるホタテなどの水産品の生産動向によって輸出額が影響を受ける状況にありまして、安定的に輸出を拡大していくためには、1次産品の安定生産とともに、農畜産物や加工品などの輸出品目の多様化を図っていくことが重要と認識しております。

また、現在の輸出先の大半は、中国を初めとする東アジアとなっているところでありますが、これに加えて、経済発展を遂げるASEAN地域や、世界への発信力が高い欧米などへの販路を拡大していくことが重要と認識しております。

このため、道では、シンガポールに続き、バンコクに海外で2カ所目となるどさんこプラザを

開設し、ASEAN地域における販売拠点を強化するとともに、HACCPなどの衛生に関する国際標準などへの対応を進め、欧米などの新市場への参入を促進するなどして、輸出国の拡大と品目の多様化を図ってまいる考えであります。

次に、道外港経由の輸出額の推計についてであります。道では、昨年、全道的な生産者団体や、売り上げが10億円以上で輸出実績のある食品メーカー、貿易商社などを中心に、延べ約250社に対してヒアリングなどの調査を行い、国などの統計データを分析するなどして、道外港経由の輸出額を推計したところであり、その調査結果は、物流の専門家やジェトロに確認をいただいております。

この調査では、海外の幅広いニーズや、ブランド化に向けた取り組みを初め、道産食品の販路拡大の可能性と課題の把握に努めたところであり、こうした結果を生かして、輸出品目の多様化や相手国の拡大に取り組んでいくことが重要と認識しております。

今後も、生産者団体などへのヒアリングなどを通し、道外港を含めた輸出実態の把握に努め、道内の事業者のビジネスチャンスを広げながら、海外販路の開拓などを効果的に実施する戦略と目標を策定してまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）まず、人工透析患者の方々への交通費助成についてでございますが、この事業は、地域の医療事情などから、やむを得ず居住地以外に通院されている透析患者の方々に交通費を助成し、経済的負担の軽減を図るものであり、居住市町村内に人工透析を行う医療機関があっても、就業など、特別な事情がある場合は助成の対象とするなど、利用される方々の実情に即した取り扱いに努めているところでございます。

道では、これまでも、人工透析を受けられているの方々につきましては、重度心身障がい者医療給付事業による経済的負担の軽減にも取り組んできたところであり、今後とも、関係者の御意見なども伺いながら、こうした取り組みの安定的な運営に努め、障がいのある方々が地域で安心して暮らすことができるよう支援してまいります。

次に、聴覚障がい者の方々の緊急時の対応についてでございますが、聴覚に障がいのある方々が、火事や急病などの際に円滑に緊急通報ができることは重要であると考えておまして、道では、ITの活用を含め、聴覚に障がいのある方の緊急時の具体的な対応方策などについても、障がい者施策推進審議会で御議論をいただくことといたしております。

障害者差別解消法でも、障がいのある方々から、その特性に応じた対応を求められた場合、合理的配慮を行うことが行政機関に義務づけられているところでありまして、今後、障がい当事者の方々との意見交換を通じていただいた御意見を道警察や市町村に対して周知するとともに、情報の共有を図り、緊急時の対応がより一層円滑に進むよう取り組む考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）海上技術学校についてでございますが、小樽海上技術学校は、昭和14年に海員養成所として開設されて以来、これまで、内航海運の担い手であります多くの船員を養成してきており、本州と本道の貨物輸送の約9割を占める海上輸送の安定的な確保や離島航路を維持する上で、重要な役割を果たしてきていると認識しております。

このような中、昨年7月に、学校の運営者である独立行政法人海技教育機構から小樽市に対し、昭和51年に建設した現校舎は耐震化工事が難しいことや、建てかえには多額の費用が必要であることなどから、存続が困難である旨の説明があったと承知をしております。

今後、内航船員の高齢化などに伴い、担い手不足の深刻化が見込まれており、道といたしましては、国や関係機関と連携しながら、若年船員の確保に向けて取り組みますとともに、現在、国が進めている、海技教育機構における船員教育の方向性に関する検討の状況を注視してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 池端英昭君。

○5番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、指摘を交え、再質問をさせていただきます。

まず、暴風雪被害について指摘をさせていただきます。

5年前の悲しい事故から何を教訓にし、どのような対策を講じてきたかについては、同じような被害を出さないために、必要な対応を検討しているということでありましたが、爆弾低気圧に関しては、あらかじめ気象状況が予想されていることから、道民の皆様もそれなりに注意をされています。

しかし、不要不急な外出以外に、物流や企業活動などが通常どおりであれば、吹雪の中でも走らなければならなくなります。

道の取り組みとあわせて、住民や企業の皆さんが暴風雪に対する危機感をより強く持つことが、悲しい事故を減らすことにつながるものと考えます。

また、暴風雪とは直接関係がないかもしれませんが、屋根の雪おろしなどによる死亡事故などの問題もあります。

今後も、これらの危険に対する意識の醸成を図る取り組みなどを強化されますよう指摘させていただきます。

次に、大雪によるビニールハウスの倒壊などの被害についてでございますが、初動対応として、本庁と振興局がきちんと連携し、職員の皆さんがいち早く現場での作業に向かわれ、対応されたことは、地元の皆さんも、本当に助かったとおっしゃって、感謝をしておりました。

また、自衛隊の皆様も、業務ではありませんが、それぞれ、ボランティアでお手伝いをされたことなどは、大変助かったというふうに聞いております。

ただ、今後の復旧、復興となると、ビニールハウスの倒壊に伴う更新費用の問題があるのではないかと強く感じております。

国への要望についても、この点に重点を置き、御理解をいただくよう、行動を起こしていただきたいと思ひますし、あわせて、道としても、ぜひ、現状に即した対応をしっかりとされるよう御指摘をさせていただきたいと思ひます。

次に、農泊事業についてであります、本年度、農泊事業に取り組まれているのは14地域との御答弁でした。

現在、営農されている農家のほとんどが家族経営であり、限られた労働力の中で、ぎりぎりの営農を余儀なくされているのが現実であります。

また、人材育成といつても、約20年前に取り組まれていた農業者の皆様も、今は高齢化が進み、現在、農家民宿に取り組んでいる約4割の皆さんが休止されているということでもあります。

この事業の理念は十分理解しているところでありますが、事業に係る農業者の余力を考えると、農泊に係るさまざまなメニューをコーディネートし、実働させる総合的な運営機関の強化拡充を図る取り組みが、2年間といった短い国の支援の中で確立するのは相当厳しいものと思われまふ。

そこで、国の事業が終了した以降、道としてのフォローアップなど、ただいま指摘した課題をどう乗り越えていかれるのか、知事の御所見をお伺ひいたします。

次に、就農促進の取り組みについてであります。

道として、さまざまな取り組みをされていることは理解いたしました、次代を担う農業者の育成やその確保が喫緊の課題であると同時に、継続的な取り組みが求められています。

今回、秋田県の例を取り上げたのは、移住に伴う新規就農について、地元にとどまらず、県外にもその活路を見出そうとしていることや、就農に係る初期投資の負担が就農の阻害要因の上位になっていることを認めた対策であると私は捉えたからであります。

都市部にお住まいの方で、広大で自然豊かな北海道で営農したいと思ふ方も当然いると思われまふ、少しでもリスクを軽減することで、就農のハードルを下げるができるか、それが重要なポイントと考えており、さまざまな角度から、さらなる支援の取り組みについて継続的に検討されますことを指摘させていただきます。

次ですが、科学技術振興の最終形として望まれるのは、科学技術そのものの進展は言うまでもなく、その取り組みや成果が、やがてベンチャーとしての創立につながり、本道から、社会に貢献する技術が世に送られることでもあります。

このことによって、本道の若者の希望や勇気となって、科学技術に果敢に取り組む人たちがふるさとで成功をおさめられる、そういうふうには、川上から川下までが完結することが理想と考えることから、このような流れを念頭に、今後の取り組みを進めていただくことを期待し、こちらにも指摘をさせていただきます。

最後になります。

人工透析患者の皆さんは、重い方であれば週3回の透析を受けなくてはなりません。

市町村合併にあわせ、道は経過措置をとっておりますが、それは、合併による通院の負担増を

軽減させるための措置であったと思います。

その経過措置後、人工透析患者の皆様の生活の実態に変化が起きたかといえば、それまで生活されてきて住みなれた御自宅での生活のままで、ほとんど変わっておりません。変化があったとすれば、それは、経過措置が終わり、交通費助成が受けられなくなった方が現出しているという事実であります。

医療機関の有無というより、施設までの距離を勘案して助成を適用する制度への見直しを検討するよう、こちらも強く指摘し、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）池端議員の再質問にお答えをいたします。

農泊の取り組みに対する支援についてであります。農泊は、持続的なビジネスとして、農家の方々だけでなく、観光業や飲食業など、多様な主体の方々も参画をし、地域ぐるみで、農村の所得確保や地域の活性化を図る重要な取り組みと認識するものであります。

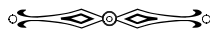
道といたしましては、農泊に取り組む地域に対して、観光コンテンツの磨き上げや地域の構想づくりへの参画などを通じ、持続可能な受け入れ体制づくりを支援するとともに、国の事業が終了した地域も含めた全道的なネットワーク化や効果的な情報発信を進めるなど、それぞれの地域の取り組みが発展的に展開されるよう支援し、農村ツーリズムを積極的に推進してまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 池端英昭君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時35分休憩



午後3時開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

加藤貴弘君。

○11番加藤貴弘君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、成年後見制度についてお伺いいたします。

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重などの理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的障がいにより判断能力が不十分で、意思決定が困難な方の生命、身体、自由、財産などの権利を擁護する趣旨で導入された、非常に重要な制度であります。

今後、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれていることから、成年後見制度の必要性が高まっていくと考えておりますが、成年後見制度の利用者は、認知症高齢者などの数と比較して著しく少ない状況にあると伺っております。

このため、国では、この制度の利用を促進するため、成年後見制度利用促進法を平成28年に施行し、昨年3月に閣議決定をされました成年後見制度利用促進基本計画において、国や地方公共団体の役割が示され、市町村では、成年後見制度の広報や相談、さらには受任者調整を行う中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築など、体制の整備が求められており、それに向けた計画の策定に努めることとしております。

この計画の策定期間は、道内の市町村の約9割が未定としておりますが、制度の利用や計画策定が進まない理由について、道としてどう認識しているのか、お伺いいたします。

成年後見制度の利用を進めるためには、権利擁護の支援のための地域連携ネットワークづくりが何よりも重要と考えます。

このネットワークについては、従来の、保健、医療、福祉の連携だけではなく、新たに司法も含めた連携の仕組みを構築する必要があります。

市町村では、これまで、保健、医療、福祉の関係機関・団体とは業務連携が図られていると思いますが、家庭裁判所や、弁護士、司法書士などの司法の専門職の団体とのつながりは希薄ではないかと考えられるところであり、こうした市町村が新たに司法の関係機関や団体と連携を図ろうとしても、スムーズに進まないといったことも考えられるわけであります。

このことから、都道府県の役割の一つとして、各市町村と司法の関係機関との連携について助言や支援を行うことが求められているものと考えますが、市町村が、今後、ネットワークを構築する際には、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会といった司法の関係団体と円滑に連携が図られるよう、道として支援するべきと考えますが、見解を伺います。

成年後見制度の利用促進を図るためには、住民に身近な市町村の役割が非常に重要であります。

市町村では、中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築など、平成33年度までの5年で、利用する方がメリットを実感できる体制づくりなどを計画的に行っていく必要があると考えます。

しかしながら、北海道は広域で、社会資源に乏しい市町村があるなど、取り組みがスムーズに進まない市町村もあると考えており、これから認知症高齢者や独居の高齢者がふえていくと言われている中、どの地域に住んでいても成年後見制度を利用しやすくする必要があります。

道には、市町村に対して広域的な見地から指導助言を行うことが求められると考えますが、今後、市町村に対して、道はどのように支援を行っていくつもりなのか、見解をお伺いいたします。

次に、歯科保健医療についてお伺いいたします。

我が国では、高齢化の急速な進行や、生活習慣、社会環境の変化に伴う国民医療費の増加が大きな課題となっております。

これまで、口腔ケアが高齢者の肺炎を予防することなど、口腔の健康と全身の健康との深い関係や、定期的な歯科健診受診の重要性について、医療費抑制との関連からも広く指摘されてきて

いるところであります。

国においては、いわゆる骨太の方針2017を踏まえ、ライフステージごとの特性を考慮した切れ目のない歯科口腔保健施策を推進する観点から、新年度においては、特に、効果的な歯科健診の推進や、歯科医療機関による口腔機能管理に重点を置いた施策が新たに展開されるものと期待しております。

一方、道では、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に基づく北海道歯科保健医療推進計画が見直しの時期を迎え、さきの常任委員会において、次期計画案が報告され、道民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する各種施策を推進する上での新年度からの方向性が示されたところであります。

そこで、道民の歯科保健医療の推進に向けた施策について伺ってまいります。

道民の歯科疾患を予防し、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを支えるためには、道民の歯と口腔の現状をしっかりと捉えた上で、ライフステージと歯科疾患の特性を考慮した、効果的、効率的な施策が求められると考えており、次期計画においては、虫歯の予防、歯周病の予防、高齢者の低栄養及び誤嚥性肺炎の予防、並びに、障がいのある人などへの歯科保健医療サービスの充実の四つのテーマを設定し、それぞれのテーマごとに、特に優先度の高い施策として、具体的にどのような施策に取り組み、道民の歯科保健医療を推進していくのか、お伺いをいたします。

私が、昨年の第2回定例会において、道職員の歯の健康に関する取り組みについて伺ったところ、知事からは、他府県の取り組みの状況を参考にしながら、歯の健康教育に必要な取り組みを進める旨の答弁をいただきました。

この答弁を踏まえ、歯周病対策の推進など、道職員の歯の健康についてどのように取り組まれてきたのか、また、今後、どのような取り組みを行うのか、お伺いをいたします。

次に、子育て支援について伺います。

道は、市町村と協働して、子育て中の父母や妊婦さんに対し、地域の商店街、道内企業が一緒になって子育て家庭を支援するため、どさんこ・子育て特典制度を設けております。

この制度は、妊娠中の方や小学生以下の子どもがいる世帯に対して特典カードを配付し、子どもと同伴で買い物をしたり施設を利用する際に特典カードを提示することで、協賛する店舗からさまざまな特典が受けられるというものであります。

同様の事業が、子育て支援パスポート事業として全国でも実施されておりますが、道内の協賛施設は、テーマパークや水族館、温泉など、多岐にわたっており、道のホームページにもそのリストが掲載されておりますが、こうした制度のメリットを実感するには、協賛店が気軽に分かり、利用できることが必要であります。

この制度に参加する協賛店はどの程度拡大してきているのか、また、道では、協賛店拡大に向けて、具体的にどのように取り組みを進めているのか、お伺いをいたします。

協賛店には協賛ステッカーが配付されているとのことですが、札幌市内でも余りこのステッカーを見かけたことがなく、利用者にとってもわかりづらいものとなっていると思います。

子育て世代のスマートフォン利用率の高さを考えれば、例えば、位置情報などでわかる仕組みづくりなども必要と思います。その前提として、協賛店の拡大が必須であるのと同時に、少しでも長くこの制度に賛同してもらうことが必要であります。

それには、特典カードを持参して買い物をしたり施設を利用してくれる方がふえ、協賛店の売り上げアップにも貢献できるなどのメリットもなければなりません。

道は、この制度の創設後、協賛店側のメリットをアップさせるため、市町村や商店街、協賛店などからどのように意見などを聞き、また、どのような対応をしてきたのか、お伺いをいたします。

子育て世帯にとって何が支援なのかを考えた場合、この制度のように、経済的負担の軽減という特典もさることながら、子育て世帯が使いやすい施設であることが最優先であります。

利用者層が違わないか、自分たちが利用することでほかの利用者に迷惑がかからないかなど、気持ちの部分でネガティブになってしまうことも、外出などを阻む要因になっております。

特に、一番気軽に利用したいはずの飲食店などには協賛店は多くなく、また、子育て世帯を歓迎する店舗なのかがわからない状況であります。

そこで、子育て世帯向けの店舗づくりやフリースペースの設置などにより、子育て世帯を積極的に受け入れる、子育てに優しい協賛店の区分を設けるなど、子育て世帯にわかりやすい制度に改正すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、アスリートのセカンドキャリアの活用についてお伺いいたします。

4年に1度の世界最大のスポーツの祭典、平昌オリンピックが先月25日に閉会しました。

今回のオリンピックでの日本のメダルの獲得数は、金メダル4個を含む、冬季オリンピックで過去最多の13個となりましたが、中でも、道産子選手の活躍は素晴らしいものがあり、スピードスケートでは、幕別町出身の高木姉妹の活躍は目をみはるものがあり、姉の菜那選手は個人種目で金メダルを、妹の美帆選手は個人種目で銀メダルと銅メダルを、そして、厚岸町出身の佐藤選手を加えた道産子3選手で挑んだ団体パシュートでは、見事、金メダルを獲得いたしました。

カーリング女子では、北見のチームのロコ・ソラーレ北見の5人のメンバーが、スキージャンプでは、上川町出身の高梨沙羅選手が、それぞれ銅メダルを獲得するなど、今回の日本代表選手の124名の中、65名が出場した道産子選手の平昌オリンピックでの活躍は、道民に、感動と勇気、そして涙を与えてくれました。

そして、3月9日からは平昌パラリンピックが開催されますが、7人の道産子選手が再び道民に感動を与えてくれることと思います。

私たちが住む北海道は、ウィンタースポーツが盛んで、小さいころから、身近でスキーやスケートなどウィンタースポーツに親しめる環境にあるとはいえ、世界のトップに立つためには、そうした裾野の広い競技人口や環境に加え、人並み外れた個人の努力が必要であります。

昨年の第4回定例会において、アスリートのセカンドキャリアの活用について質問させていただいたところ、知事から、アスリートのキャリアを生かし、大会や合宿誘致など、地域の活性化

を促すとともに、子どもたちが卓越した競技経験や指導技術に直接触れることで挑戦意欲を育むことができるよう、今後とも、地域でスポーツ振興を担う人材やその活躍事例を広く発信し、さまざまな分野でのアスリートの活躍の機会を広げてまいりたいとの答弁があったところであります。

道は、先日、第2期北海道スポーツ推進計画の案を作成しましたが、その中で、アスリートが安心して競技に打ち込むことができるよう、スポーツ体験教室や、ジュニアアスリートの発掘、育成など、さまざまなアスリートの活躍の機会を広げ、セカンドキャリア支援方策を検討することなどを今後の方向性として掲げていると承知しております。

本道選手の競技力を継続して高め、本道出身のすぐれた選手が、第一線での競技生活を終了した後も、選手を育成する指導者に転身するなど、引き続きスポーツ活動の推進のために活躍できる人材が好循環する仕組みをつくることが重要であります。

地域スポーツを支える指導者の確保や、競技人口の裾野の拡大に直結する取り組みが必要であります。

プロでの活躍を夢見て、その世界に飛び込み、がむしゃらに取り組む若いアスリートが、けがなどにより、夢がかなわず、一線を退かなくてはならなくなったとき、それまで培ったスキルを地域に還元できるような仕組みがあればという声も伺っております。

そうした仕組みを将来に向けて構築していくためには、そうした境遇にあるアスリートの思いや、学校、地域のニーズをきめ細かく把握し、アスリートのセカンドキャリアにつなげる必要があると考えますが、知事の考えを伺います。

次に、学校の制服についてお伺いいたします。

学校の制服に関しては、つい最近、高価な制服を指定した東京都の公立小学校が報道で大きく取り上げられるなど、特に、子どもを持つ親には非常に身近な事案であります。

学校の制服にかかわっては、昨年、公正取引委員会が、公立中学校における制服の取引に関して調査を行い、11月に、その調査結果が報告書として公表されました。

報告書では、学校による制服の取引への関与が、制服メーカーなどの独禁法違反行為を誘発する可能性への配慮を前提としながらも、制服メーカーや販売店間の競争を促すことで、より安価な制服の提供にもつながる可能性があることなどについて触れられております。

この調査結果については、全国の教育委員会にも情報提供をされておりますが、道内の多くの市町村立の中学校や道立高等学校でも制服が指定されており、本道においても、今回の報告を踏まえる必要があると考えますが、道教委としてどのように受けとめているのか、お伺いいたします。

特に、近年は、子どもの貧困が大きな社会的問題となる中、就学援助や高等学校等就学支援金などの充実はもちろんでありますが、制服の購入費など保護者負担の軽減を図ることも非常に重要な取り組みだと考えます。

このたびの公正取引委員会の報告書では、制服の販売価格が統計的に有意に安くなる分析結果

が得られたことも記載されておりました。

自治体が制服の仕様の共通化を行っている場合、あるいは、学校が案内する指定販売店などの販売店数が増加した場合、学校が販売価格の決定に関与した場合などの分析が出ており、地域の特性なども十分考慮しなければなりません。これらの分析結果も踏まえ、制服の購入に係る保護者負担の軽減を図る観点からも、本道の中学校や高等学校における制服に関する実情などをしっかりと把握した上で対応を考えていく必要があると考えますが、見解をお伺いし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）加藤貴弘議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、成年後見制度に関する今後の取り組みについてであります。国では、昨年度末に策定をした基本計画に基づき、利用者が制度のメリットを実感できるよう、本人の意向を十分に酌み取り、地域ぐるみで支援するための地域連携ネットワークの構築などを各市町村において進めることとしているところであります。

道といたしましても、本年度、新たに、弁護士会、司法書士会などの法律の専門職団体や福祉関係団体、市町村などで構成する連絡調整会議を設置したところであり、今後、この会議を活用し、広域連携に向けた助言や情報提供などの市町村に対する支援に加え、制度の普及啓発、市民後見人の養成研修などの施策を進め、成年後見制度の利用促進を図り、認知症や知的障がいのある方々が地域で安心して暮らしていける環境の整備を進めてまいります。

次に、子育て支援についてであります。道では、市町村、経済団体、企業等の御協力をいただきながら、子育て家庭が商品の購入や施設の利用の際に割引などを受けることができるごさんこ・子育て特典制度を実施し、協賛店の登録や利用の拡大に取り組んできているところであります。

道といたしましては、この制度を、子育てをする方々のニーズに一層即した取り組みとする必要があると考えるところであり、キッズスペースや優先席の確保を初め、親子に配慮したさまざまなサービスの情報発信などについて、子育て家庭や市町村、経済団体から御意見を伺いながら、効果的な方策を検討し、親子が、安心して外出し、飲食店や店舗を気軽に利用できる、子育てに優しい地域づくりの推進に一層取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、アスリートのセカンドキャリアについてであります。本道出身のたくさんのアスリートが国際舞台で活躍する一方で、そうした方々の安定した活躍の場が生涯にわたり確保されることは大変重要でありますことから、道では、これまで、企業と現役アスリートをマッチングする就職支援制度のアスナビを活用し、道内の自治体、企業におけるオリンピックやパラリンピアン採用促進に努めてきたところであり、本年度策定をする第2期北海道スポーツ推進計画においても、スポーツ人材の働く環境づくりについて盛り込んだところであります。

今後、2020東京オリンピック・パラリンピックなどの国際スポーツ大会を見据え、道内のアスリートが安心して競技に打ち込めるよう、競技の一線から退いた方も含め、アスリートと職場の

双方から就業の現状や課題などを伺い、効果的なサポートを広めるなどして、アスリートが地域でいつまでも輝けるスポーツ王国・北海道を築いてまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）成年後見制度に関し、まず、制度の利用促進などについてでございますが、この制度は、認知症や知的障がいのある方などを支える重要な手段であります。地域によっては、本人とその後見人に対する支援体制が整っていない面があり、本人の意向を十分に酌み取り、意思決定が行われるなど、メリットを実感できる仕組みとすることが求められていると認識をいたしております。

こうしたことから、昨年度施行された成年後見制度利用促進法に基づき、市町村は、保健、医療、福祉の関係機関に加え、家庭裁判所や弁護士などの法律の専門職団体等との地域連携ネットワークの構築などに取り組むとともに、制度の利用促進に関する計画の策定に努めることとされているところでありますが、本道においては、こうした社会資源が偏在しておりまして、単独市町村ではネットワークの構築が難しい面があることも、計画策定が進まない要因の一つと考えております。

次に、関係団体との連携についてでございますが、国の基本計画では、全国のどの地域においても成年後見制度を利用できるよう、各市町村において、福祉等の関係者と後見人等がチームとなって、意思決定や相談支援を行う体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、法律、金融などの関係機関で構成する地域連携ネットワークを構築することとされているところでございます。

このため、道といたしましては、法律の専門職団体と福祉関係団体、市町村などで構成する連絡調整会議を設置したところでありまして、今後、この会議の検討経過や各団体からの御意見などを、振興局ごとに設置している圏域連絡協議会などの場において活用してもらうなどして、各市町村において関係機関との連携が円滑に図られるよう支援してまいる考えでございます。

次に、歯科保健医療推進計画についてでございますが、歯と口腔の健康は、道民の皆様が生涯にわたり健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしており、ライフステージに応じた切れ目のない施策の推進が重要と認識をいたしております。

このため、道といたしましては、次期計画におきまして、8020推進条例の理念であります、乳幼児から高齢者までの歯と口腔の健康づくりに取り組むこととしておりまして、定期的な歯科健診、保健指導を利用できる機会の確保による歯周病の予防、歯科医療従事者の資質の向上、多職種連携による在宅歯科医療の推進などの施策を総合的に推進することにより、道民の皆様が生涯にわたって食べる楽しみを享受できる生活の実現を目指してまいります。

次に、子育て支援に関し、どさんこ・子育て特典制度についてでございますが、道では、社会全体で子育てを応援する環境づくりを推進するため、妊娠中の方や子どものいる御家庭に対し

て、店舗での商品購入や施設利用の割引が受けられる特典制度を平成20年度に創設するとともに、その制度の周知にも努めてきたところでございます。

昨年度からは、より利用しやすい制度となるよう、フリーペーパーなど各種広報媒体を活用して、協賛店の紹介や登録の呼びかけなどを行っているほか、振興局ごとに、市町村や商工会などに対し、店舗等の登録拡大について働きかけを行ってきたところであり、店舗数は、昨年度と比較して569店ふえ、現在、2438店となっているところでございます。

最後に、特典制度の利用についてでございますが、平成27年度に、道が、市町村や協賛店に対して、この制度の課題等について何うアンケート調査を行ったところ、制度の認知度が低いことや協賛企業のメリットが少ないことなどの御意見をいただいたところでございます。

道では、こうした御意見を踏まえ、利用者と協賛企業の相互に効果が及ぶよう、実施市町村を順次拡大し、現時点では、全市町村で特典カードを配付しているほか、子育て支援センターなどにポスターを配付し、制度の周知を図るとともに、ホームページに掲載している、登録店舗の特典サービスの情報の充実を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部職員監梅田禎氏君。

○総務部職員監梅田禎氏君（登壇） 歯科保健医療に関し、道職員の歯の健康についてであります。職員が健康で職務に臨むことは、地域住民の皆様への貢献の前提であり、職員の健康確保は大変重要であると認識しており、歯の健康につきましても、北海道歯科医師会と連携した健康学習会の開催や、歯周病予防に関するパンフレットの配付などを行い、健康教育に取り組んできたところでございます。

また、全国的には、35の都府県において、歯科健診の実施や歯科衛生士による健康セミナーの開催、歯周病予防の啓発パンフレットの配付など、さまざまな方法で、職員の歯の健康対策に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、まずは、職員の歯の健康に関する知識や意識を高めるため、より効果的な健康教育に努めるほか、新年度から、職員の定期健康診断時の問診により、歯科健診の実態を調査するなどして、歯周病予防など、歯の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇） 加藤貴弘議員の御質問にお答えをいたします。

学校の制服に関し、まず、公正取引委員会の調査についてでございますが、昨年11月に公表された、公正取引委員会による、公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書では、学校が制服の取引に関与する際には、制服メーカーや販売店の競争を促すことが、生徒や保護者に対して安価で良質な制服が提供される可能性を高めることから、入札や見積もり合わせなどの方法で業者選定を行うこと、指定販売店をふやすことなどが望まれると指摘されているところでございます。

制服の購入は、保護者にとって経済的な負担となることから、道教委としては、制服の取引に学校がかかわる場合には、本報告書の内容も踏まえ、各学校において、業者選定等の手続の公平性や透明性を確保することはもとより、保護者の負担軽減などにも十分配慮する必要があると考えているところでございます。

次に、今後の取り組みについてでございますが、道教委では、児童生徒が学校生活において使用する制服などの指定物品等の購入に関しては、保護者の経済的な負担の軽減などに十分配慮する必要があると考えており、これまで、道立学校の事務処理が適切に行われるよう、道立学校における斡旋物品等の取扱いマニュアルを策定し、その周知徹底を図ってきたほか、市町村教育委員会に対しても、本マニュアルを情報提供するなどして、保護者の負担軽減などについて働きかけてきたところでございます。

道教委といたしましては、今後、本道の公立中学校や道立高等学校などにおける制服の指定方法や、保護者の負担軽減のための取り組みなどの実情を把握するとともに、このたびの公正取引委員会の指摘も踏まえた効果的な取り組み事例などを取りまとめ、各市町村教育委員会や学校への普及啓発を図るなど、保護者の経済的負担の軽減に向けた一層の取り組みを促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 加藤貴弘君の質問は終了いたしました。

菅原和忠君。

○20番菅原和忠君（登壇・拍手）（発言する者あり）民進党・道民連合の菅原です。

通告に従いまして、順次質問を行います。

最初に、日本ハムファイターズのボールパーク構想について、先ほども質問されていましたが、改めて伺いをいたします。

2003年にプロ野球の日本ハムファイターズが北海道に拠点を移してから、15年となります。

ホームグラウンドである札幌市豊平区の札幌ドームでは、毎シーズン、数々の熱戦が繰り広げられ、リーグ優勝が5回、日本一が2回と、道民に野球の楽しさと感動を与えるとともに、チーム出身の大谷やダルビッシュは、野球の本拠地である大リーグに進出し、活躍するなど、道産子に夢と希望を与え、今や道民球団として定着しています。

その日本ハムファイターズが、ボールパーク構想を打ち出し、札幌ドームにかわる本拠地をつくることを表明しました。これに対し、北広島市及び札幌市がそれぞれ誘致に名乗りを上げており、今月末までには、その開設地が日本ハムファイターズから発表されるとのことです。

先日の新聞では、「道の支援策近く表明」と報道されていましたが、札幌市や北広島市、そして道の協力が候補地選定の判断材料ともされています。

先日、札幌市、北広島市、日本ハム球団のそれぞれから道に対して協力の要請がありましたが、3者からの要請の内容はどのようなものであったのか、また、今後、どのような手続を経て具体的な支援の内容が決まっていくのか、所見をお伺いいたします。

続きまして、新たな住宅セーフティネット制度について伺います。

さまざまな事情によって住宅の確保が困難な人々への対策として、平成18年に成立した、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法の一部を改正する法律が昨年10月に施行されました。

これまで、高齢者や低所得者、子育て世帯、障がい者など住宅確保要配慮者の方に対しては、公営住宅などで、直接、住宅を提供することで対応してきましたが、必ずしもニーズには応え切れていませんでした。

また、近年ふえている空き家、空き室を活用して住宅確保のニーズに応え、さらには、居住の貧困、いわゆるハウジングプアの問題も解決しようという観点から、今回の改正になったものと承知をしています。

そこで、今回の法改正について、道としてどのように受けとめているのか、まず所見を伺います。

また、新たな制度の推進に向け、道はどのように取り組んでいるのか、伺います。

具体的な制度の運用で大きな役割を果たすのが、不動産関係団体やNPO、社会福祉法人、地方公共団体で構成される居住支援協議会です。

こうした中で、住宅確保に配慮が必要な人に対しては多様な居住支援が行えるよう、居住支援法人の指定制度が導入されたわけですが、入居後の居住支援サービスを充実、拡充し、入居者が安心して居住を継続するために、民間事業者やNPO団体、社会福祉団体などの連携が重要です。

居住支援協議会が実効性のある組織として機能していくために、道はどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、北海道水資源の保全に関する条例について伺います。

ことし1月、北海道水資源の保全に関する条例にかかわる施行状況の検討結果が公表されました。

これは、平成24年、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、北海道水資源の保全に関する条例が制定され、この条例に基づき、5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況等について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとなっています。

そこで、今回の検討の視点として、一つは、水資源保全地域の指定、一つは、土地に関する権利の移転等の届け出、そして、普及啓発の取り組みが挙げられているわけですが、まず、保全地域の指定について伺います。

条例制定から5年が経過していますが、912の取水施設を持つ164市町村のうち、保全地域の指定を行っているのは、205の取水施設、59市町村にとどまっています。今後の地域指定を検討しているところは、わずか17の取水施設、7市町村とのことです。

690の取水施設を持つ98市町村は地域指定の予定がないとのことで、その理由としては、取水

施設周辺の土地は、全てまたはほとんどが国有地、公有地であるとか、周辺の土地に民有地を含むが、土地の所有者は特定の個人であり、転売される心配がない、あるいは、僻地や山岳地域で大規模開発目的の土地売買が想定されていないということです。

地域指定を予定しているところ以外に、多くの取水施設を持つ市町村が地域指定の予定がない現状をどのように捉え、今後、予定していない市町村にどのように働きかけを行おうとしているのか、所見をお伺いします。

水資源保全地域内の土地について、土地に関する権利等の移転がある場合は、契約を締結する日の3カ月前までの届け出が義務づけられています。この5年間で届け出があった80件のうち、事前に届け出があったのは32件で、遅延届け出は12件、事後の届け出は36件となっています。このほかに、届け出のない取引が57件に上り、届け出制度が的確に運用されていません。

その理由として、土地所有者の事前届け出への理解の不足や、事前届け出制の周知の不足が指摘されています。

また、届け出のなかった57件のうち、35件は道外土地所有者分であることから、制度の周知は難しいものと想定されます。

とはいえ、道内の水資源を保全していくためには、制度の周知は重要で、取り扱いは厳格にしなければなりません。

今後、土地所有者にどのように制度を周知し、的確な届け出がなされるよう取り組もうとしているのか、所見をお伺いいたします。

次に、介護人材の確保について伺います。

先般、本年4月から平成33年3月までの計画期間で実行される第7期の北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画案が示されました。

道は、年度内にこの計画を成案とし、本年4月から、この計画に基づき、地域の実情や課題、今後取り組むべき施策等が見える化し、団塊の世代が75歳を迎える平成37年を見据えた中長期的な視点に立って、道が取り組むべき方策を明らかにして、地域包括ケアシステムの推進を目指していますが、現行の6期計画と比較しても、目新しいものは見当たりません。

この7期計画案によると、本道の平成37年度における介護職員の必要数は11万4000人と見込んでいて、昨年、道が実施した実態調査によると、介護職員数の推計は9万2000人となっています。その差の2万2000人が、今後さらに必要な介護人材数と推計しています。

今後も介護需要がふえていく中、ますます困難となる介護職員の確保は喫緊の課題と言えます。

そこで、以下伺います。

平成37年度までの8年間で2万2000人を確保するためには、現在行っている確保対策を毎年度検証し、不足があれば、さらなる確保対策の実施も必要と考えます。

7期計画案では、介護職員の確保に当たり、福祉、介護に対する理解の促進、多様な人材の就業の促進、職場定着、離職防止の促進などを図ることとしていますが、その各項目は、現在の6

期計画と変わるものではありません。

7期の計画案を策定するに当たっては、6期の計画の検証が重要と考えますが、各施策をどう評価し、介護人材の2万2000人の増加に反映させようとしているのか、所見を伺います。

全国を上回る速さで、人口減少、高齢化が進む北海道において、2万2000人の介護人材を確保するためには、抜本的な対策を打つ必要があると考えますが、7期計画案を見る限り、道にはそのような姿勢が見られません。

昨年、介護報酬の改定により、職員のさらなる処遇改善に向け、月額で平均1万円の改善が図られるとのことでしたが、給料が安い割には大変な仕事というのが一般的な評価であり、相も変わらず、現場からは介護人材が不足しているとの声が聞こえます。

地域包括ケアシステムの構想を推進していくためには、介護人材の確保は必要不可欠です。

現状でも介護事業者が人材不足を感じているという状況の中で、介護人材の2万2000人の増加に対し、今から新たな取り組みが必要と考えますが、所見を伺います。

次に、交通政策について伺います。

まず、交通政策総合指針についてですが、鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議は、年明け以降、JR北海道が単独では維持困難とした線区に関し、昨年2月の鉄道ネットワークワーキングチームの報告に基づき、集中審議を行い、先日、検討結果が報告されました。

その後、総合政策検討会議、運輸交通審議会を経て、北海道交通政策総合指針として、今定例会に提案されました。

ただ、残念なのは、その内容が、結論において、JR北海道の主張と何ら変わらないということです。

確かに、結論において一致する可能性は否定しませんが、例えば、バス転換や代替交通を検討するといった線区は、今後の道内の観光戦略として不必要な線区であるのか。道として観光戦略の中に組み込むことができるのであれば、道の考えを国に主張し、鉄道として残せるよう要請していくとの考えもできるのではないかと考えます。

そういったことが、地域が求める道の姿勢であり、それによって地域での協議も進むのではないかと考えます。

そこで、今回は、指針の中で各線区について述べていますが、次の線区の表現に関して、表現の違いが今後の取り扱いに影響していくのか、伺います。

バス転換で合意した石勝線を除いた12線区のうち、バス転換や代替交通を検討すると表現された以外の線区について、線区の必要性に関し、表現の違いが示されていますが、地域での協議においていかなる違いがあるのか、所見を伺います。

また、その表現の違いによって、言われている地元の負担等に影響が出るのか、国の支援について線区別の違いが出ると考えるのか、所見を伺います。

JR北海道は、30年前の国鉄の分割に伴い、赤字経営を前提に、経営安定基金として6822億円

が設定され、その運用益で赤字を埋めてきましたが、金利の低下によって運用益を十分に生み出すことができず、最初は、固定資産税等の減免措置の延長が行われ、その後、国による直接的な支援策が繰り返されてきましたが、一方で、道東高速鉄道に始まる、沿線自治体による高速化事業なども行われてきました。

今回、J R北海道が単独では維持困難な線区が示され、J R北海道は自治体の負担を求めています。これまでの自治体の支援の始まりとは違って、沿線自治体の負担がなければ廃止もあると言っていると受けとめざるを得ません。

J R北海道の態度表明を受けた道が、J R北海道の株主である国の正式な態度表明がない中、沿線自治体の負担を求めるとするならば、J R他社との関係からしても、重要な判断となります。

昨年2月の鉄道ネットワークワーキングチームの報告では、地域の負担について求めていますでしたが、指針案の前提となった鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の答申では、一部の線区のあり方に関し、「地域における負担等も含めた検討・協議を進めながら」と負担を求めています。

指針案でもそのことが明記されていますが、J R北海道の路線の維持に向け、地域の負担の可能性もあるならば、その理由も指針の中に明記すべきと考えますが、所見を伺います。

残念ながら、今回の指針には、鉄道の活性化策について記載がありません。

J R北海道が、10区間、13線区について単独では維持困難とした背景には、鉄道利用の減少が大きく影響していることは間違いありません。しかし、一方で、J R北海道は、高速道路の整備が大きく影響しているとも言います。

石北線の高速化や新千歳空港駅への直接の乗り入れなど、鉄道の利用促進の施策も考えられます。

このような施策についても、今後の課題として示していくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、J R北海道への支援策について伺います。

J R北海道は、年間で180億円規模の赤字になると表明していますが、一方で、J R北海道単独では維持困難な線区の営業損失は総額で約160億円として、地方の支援も求めています。

道として、国の支援、道を含めた地方の負担について、J R北海道への支援の額をどれほどと想定しているのか、伺います。

道は、国からJ R北海道への支援策の資金について、鉄道・運輸機構における特例業務勘定の利益剰余金の約9800億円を活用した支援制度の創設を求めています。利益剰余金の大方の使い道は決まっているとも聞きます。

国は、道からのさまざまな要請に対して、どのような見解を示しているのか、伺います。

最後ですが、国土交通省は、J R北海道の線路を国内外の企業に公募で貸し出し、観光列車を運行する仕組みを検討する方針を示していますが、実現すれば効果は大きいものと期待できます。

道も、新たな観光列車の運行に向け、今年度、3コースのモニターツアーを実施して、収支や沿線への経済波及効果などを試算しました。道の取り組みとしては3年目となりますが、今後の展開が明らかではありません。

実施するに当たっては、JR北海道の負担となつては意味がありませんし、先行するJR他社を含めて、観光列車だけの収支均衡は厳しいものとなっています。

来年度以降、どのような取り組みを行い、どうしようとしているのか、所見を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）菅原議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、日本ハムファイターズのボールパーク構想についてであります。先般、候補地となっている北広島市からは、交通アクセスの向上などに関し、また、真駒内公園を候補地として提案した札幌市からは、公園への球場施設の立地などに関し、それぞれ支援要請があり、球団からも同様の要請をいただいたところであります。

私といたしましては、これまで、本道経済や地域の活性化にさまざまな形で貢献してきてきたファイターズが、今後も北海道を拠点として活躍し続けることを強く願っているものであり、今回の要請を踏まえ、球団や両市からの具体的な御意向をお伺いしながら、道としてどのような支援が可能か、鋭意検討してまいります。

次に、新たな住宅セーフティネット制度についてであります。高齢者や子育て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な方々の居住の安定を図るため、道では、このたびの法改正を踏まえ、昨年10月から、入居を拒まない賃貸住宅の登録を開始したところであり、公営住宅やサービスつき高齢者向け住宅などに加え、民間賃貸住宅の登録を促進することで、重層的な住宅セーフティネットの構築が図られるものと考えているところであります。

また、ホームページで広く制度の周知を図るほか、本年1月から3月に、札幌市を初め、全道の6カ所において、事業者を対象とした説明会を開催するなど、普及啓発にも取り組んでいるところであり、引き続き、居住支援団体のほか、賃貸住宅のオーナーや、それを管理する不動産事業者に対し、制度への一層の理解をいただきながら、登録の促進を図り、道民の皆様の安全、安心な居住の確保に取り組んでまいります。

次に、水資源の保全に関する条例に係る地域の指定についてであります。道民のかけがえのない財産である、豊かで清らかな北海道の水を持続的に利用できるよう、次の世代に引き継いでいくため、これまで、水源周辺の市町村の協力を得て、民有地を中心に、水資源保全地域の指定を進め、適正な土地利用の確保に努めてきているところであります。

今後とも、水資源を守るというこの条例の趣旨をより多くの市町村に御理解いただき、新たな地域指定に向けて、必要な助言や調整を行うとともに、さまざまな機会を通じて周知徹底に努め、水資源保全地域の着実な拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護人材の確保についてであります。今後、さらなる高齢化や人口減少の進行によ

り、介護を取り巻く環境が厳しさを増すものと見込まれ、人材の確保に向けた取り組みの強化は喫緊の課題と認識をいたします。

このため、道では、次期介護保険事業支援計画の基本方針の一つに、人材確保策の充実を位置づけ、若年層に対する介護の魅力の普及啓発のほか、潜在的有資格者等の臨時的な派遣など、即効性のある取り組みや、介護ロボットの導入などによる勤務環境の改善など、施策の充実を図ることとしたところであります。

道といたしましては、今後とも、市町村や介護事業所団体等との連携のもと、各般の施策について、毎年度、評価検証とあわせ、必要な見直しを行いながら、より実効性のある施策を総合的に推進してまいります。

次に、交通政策に関し、まず、鉄道網のあり方についてであります。このたびの交通政策総合指針の案においては、個別の線区について、存廃などの結論や優先度を示したのではなく、道内の鉄道網が直面する厳しい環境、鉄道が果たしている役割などを踏まえ、道が総合的な交通政策を推進する上での基本的な考え方を、全道的な観点から明示したところであります。

道といたしましては、今後、JR北海道の経営努力を前提に、国や市町村も含めた具体的な支援の枠組みについて、国などと検討を進めていくとともに、市町村の皆様や交通事業者などと、負担等も含めた検討協議を進めてまいる考えであります。

次に、鉄道の利用促進についてであります。人口減少が見込まれる本道において、鉄道は、地域交通の確保を初め、観光振興による交流人口の拡大などにも重要な役割を果たすことが求められております。

今回の指針案においては、2030年度末の新幹線の札幌開業などの環境変化を見据え、本道のさらなる発展を促進する交通ネットワークの実現に向け、観光列車の運行による広域観光の促進や、新千歳空港へのアクセス輸送などといった、利便性が高い鉄道ネットワークの実現に向けた取り組みを進めることが必要との考え方を示しているところであり、今後、道といたしましては、より多くの方々に鉄道が利用されるよう、関係機関との連携を図りながら、着実に取り組んでまいる考えであります。

最後に、観光列車についてであります。北海道新幹線の札幌延伸やインバウンドの増加など、今後も、本道を訪れる観光客の増加が見込まれる中、観光列車は、本道の豊かな食や観光資源を楽しむことができる有効な手段の一つになるものと認識いたします。

こうした中、先般、国において、本道の豊かな食や多様な観光資源を活用した観光列車の具体的な検討を進めるとの考えが示されたことは、強い期待感を持って受けとめているところであり、道といたしましては、今後とも、国やJR北海道とも十分に連携を図りながら、観光列車の運行に向けて、運行主体、収支、インバウンド対応などの検討を進めることとしており、鉄道を生かした、北海道ならではの魅力ある観光列車の実現に向けて、引き続き検討を進めてまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部建築企画監須田敏則君。

○建設部建築企画監須田敏則君（登壇）新たな住宅セーフティネット制度に関し、居住支援協議会についてでございますが、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に向けた支援の充実を図るため、道では、不動産業者、居住支援を行う団体などを構成員とする協議会を平成22年度に設置しております。

また、道内の市町村では、唯一、平成27年度に本別町が協議会を設置し、住宅の情報提供や見守りサービスといった、きめ細やかな居住支援を行っておりますことから、道といたしましては、市町村が主体となったこうした取り組みを全道各地に広げていくことが重要と考え、今後、道の協議会の構成員に市町村を加え、情報共有を図りますとともに、多くの地域においても居住支援協議会が設置されるよう、働きかけてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）水資源の保全に関し、土地の移転等の届け出に関する制度の周知についてであります。道といたしましては、これまでも、水資源の保全や適正な土地利用の重要性への理解を促進するため、ホームページ、ポスターによる制度の周知を初め、土地所有者に対しましては、所有する土地が水資源保全地域に指定されていることについて個別に通知を行い、適正な土地利用の確保に努めてきたところでございます。

今後は、一層の周知を図るため、本年度改定する土地利用基本計画に、水資源保全地域を新たに表示することとしており、市町村、関係団体と連携を図りながら普及に努めるほか、土地取引に係る全国的な団体との連携した取り組みや、土地所有者へのアンケートの実施について検討を行うなど、引き続き、保全条例の趣旨の浸透に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）介護職員の確保策についてでございますが、道では、第6期介護保険事業支援計画に基づき、幅広い施策を総合的に進めてきたところであり、一部の事業を除き、おおむね計画どおりに進捗している一方、介護事業所の増加や労働人口の減少などにより、介護職員の有効求人倍率は、第5期計画当初の平成24年度当時の約1.1倍から、現在は3倍を超えるまでに上昇しているところでございます。

介護職員の確保につきましては、各種の施策に取り組んできたところでありますが、人材確保が一層困難となっている状況を踏まえ、次期計画においては、より実効性のある施策を展開していくこととし、市町村や介護事業所団体などとの連携のもとで、人材確保に向けた施策のさらなる充実に取り組み、介護サービスの提供体制の確保を図ってまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）交通政策に関し、まず、持続的な鉄道網の確立についてでございますが、J R北海道の危機的な経営状況を踏まえると、これまでどおり、鉄道事業者の取り組みや国からの支援だけで持続的な鉄道網を確立することは難しいことから、このたびの交通政策総合指針の案におきましては、J R北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても、可能な限りの協力、支援を行うことが重要との考え方を示したところでございます。

道といたしましては、こうした考えのもと、駅の魅力や利便性の向上、観光施策と連携した鉄道利用の促進など、線区の実情、特性を踏まえた取り組みを市町村の皆様と進めますとともに、指針の考え方などについて、関係自治体に対して丁寧な説明を行いながら、負担等も含めた検討協議をさらに進めてまいります。

次に、国や地域による支援についてでございますが、J R北海道が、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、みずからが、経営再建に向け、経営の見通しについて早期に示すことが不可欠であり、道といたしましては、J R北海道に対し、利用促進や経費節減、さらには、収益が見込める鉄道事業以外の事業の育成など、経営再生に向けた考え方を早期に取りまとめるよう求めてまいります。

一方、国においては、J R北海道の問題について、夏ごろまでに方向性を取りまとめていくとの考えを示しており、道といたしましては、国や市町村も含めた具体的な支援の枠組みについて、国、J R北海道、市長会、町村会などと、それぞれの状況に応じて協議を進めてまいる考えでございます。

最後に、国の支援についてでございますが、道では、昨年12月に、道議会を初め、市長会、町村会などの皆様と、国に対し、本道における持続的な鉄道網の確立に向け、本道固有のコストの削減や、鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用した、設備投資等に関する支援策など、国の実効ある支援を求めたところでございます。

その際、国土交通大臣からは、国の支援については、今後、関係者間の議論の進展を踏まえながら、引き続き検討していくとの御発言があったところでございますが、道といたしましては、巨額の経営赤字の発生が見込まれるJ R北海道の経営再生に向けては、これまでの経緯を踏まえ、国が中心的な役割を担う必要があると考えており、引き続き、国に強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 菅原和忠君。

○20番菅原和忠君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、3点について再質問をしたいと思います。

介護人材の確保についてであります。いただいた答弁では、団塊の世代が75歳となる平成37年度までに介護人材が2万2000人増加するとは感じられません。

質問でも紹介した、現場からは介護人材が不足しているとの声が聞こえるということについては、答弁でもありました、介護職員の有効求人倍率が、平成24年度当時の1.1倍から、3倍を超

えるまでに上昇していることでも裏づけられています。

しかし、第6期の計画に対する評価は、おおむね計画どおり進捗しているとなっています。

知事の答弁でも、各般の施策について、毎年度、評価検証とあわせ、必要な見直しを行いながら、より実効性のある施策を総合的に推進してまいるとのことでしたが、それは、現状の評価等を翌年度に反映させていくということで、将来を見据えた、平成37年度を見据えた回答とは感じられません。

我が会派の代表質問でも指摘していますが、介護人材の不足により、サービスを縮小せざるを得ない事業者も出てきています。

埼玉県議会では、介護人材の不足から特別養護老人ホームの空きベッドが多いため、今後さらに増大する需要に対して、増床や新設を抑制しようとする動きがあることが新聞記事となりました。

単年度あるいは第7期という視点ではなく、8年後の平成37年度までに2万2000人の介護人材の増加が必要となることへの対応について、改めて所見を伺います。

次に、交通政策総合指針について伺います。

先ほどの答弁で、指針案における12線区の評価について所見を伺ったところ、個別の線区について、存廃の結論や優先度を示したのではなく、道が総合的な交通政策を推進する上で基本的な考え方を明示したとの答弁がありました。

私がこの指針案で危惧するのは、鉄道網のあり方として示された方向性において、路線の維持に最大限努めていくことが必要とされた線区と、路線の維持に努めていくといった異なる表現をされた線区について、今後、地域が、指針に沿って方向性を導き出し、具体的な負担の議論を進めようとするとき、この表現の違いにより、国や道の支援に大きな差が生じることであり、そのような影響はあってはなりません。

今後、この指針案が成案となって、地域において線区に関する検討協議が本格化する前に、この点を明らかにする必要があると考え、所見を伺います。

最後ですが、JR北海道の路線維持に向けた地元の負担という表現について、地域の負担の可能性があるなら、そうなる理由を明記すべきと求めましたが、答弁では、記載しない理由が明らかではありません。

先ほどの質問でも述べましたが、国鉄がJR北海道として再生されてから、30年以上の年月がたちます。

JR北海道は、発足当初から赤字が前提で、その赤字を補填するのが経営安定基金の運用益であり、路線の沿線自治体が負担する制度はありませんでした。そのことは、経営安定基金の運用益の低下に伴い、国が、十分ではないにしても、補填を行ってきたことで明らかです。

今回のケースも、国が責任を持ってJR北海道の経営を支えることが大前提と考えますが、このたびの指針案において、負担の可能性について明示した以上、負担に至る考え方や検討の経過に関しても、その内容を明記する必要があると考えますが、知事の所見をお伺いし、私の質問を

終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）菅原議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、介護人材の確保についてであります。道内の介護職員は、平成37年度に向け、さらに2万2000人が必要と見込んでいるところであり、その確保は喫緊の課題であります。

このため、道では、次期介護保険事業支援計画に、人材確保策の充実を位置づけ、市町村や介護事業所団体等との連携のもとで、介護に対する理解の促進、多様な人材の就業促進など、各般の施策について、毎年度、継続的に評価検証を行いながら、地域の実態に応じた、より実効性のある施策を検討するなどして、人材の確保に一層取り組んでまいる考えであります。

次に、交通政策に関し、まず、鉄道網のあり方についてであります。このたびの交通政策総合指針の案においては、個別の線区について優先度を示したのではなく、道内の鉄道網が直面する厳しい環境や鉄道の役割、さらには、本道の発展にとって等しく重要である地域の振興などを踏まえ、道が総合的な交通政策を推進する上での基本的な考え方を、全道的な観点から明示したところであり、道といたしましては、こうした考えのもと、今後、JR北海道の経営努力を前提に、国の実効ある支援を求めるとともに、市町村の皆様や交通事業者などと、負担等も含めた検討協議をさらに進めてまいります。

最後に、持続的な鉄道網の確立についてであります。指針の案においては、地域における鉄道の活用方策等の検討協議の状況などを踏まえ、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても、可能な限りの協力、支援を行うことが重要との基本的な考え方を示したところであります。

道といたしましては、こうした考え方について、関係自治体に対して丁寧な説明を行うほか、引き続き、道議会での御議論や地域における検討状況などを踏まえながら、国、市町村も含めた具体的な支援の枠組みについて、さらに検討を進めるとともに、国や市長会、町村会などとの協議を急いでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 菅原和忠君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

3月6日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時18分散会